産業廃棄物の処理の実務

～排出事業者の処理責任と適正処理について～

さいたま市産業廃棄物指導課

2025年1月

目　次　CONTENTS

第１章　産業廃棄物処理の基礎……1

１　廃棄物の定義……2

１－１　廃棄物とは

１－２　産業廃棄物とは

１－３　特別管理産業廃棄物とは

２　産業廃棄物の処理に係る排出事業者の責任……6

２－１　排出事業者の責任

２－２　最終処分までの処理責任

２－３　産業廃棄物の処理

２－４　特別管理産業廃棄物の処理

２－５　産業廃棄物処理施設

２－６　処理の委託

２－７　帳簿

２－８　多量排出事業者

２－９　事業場外保管

３　措置命令等と罰則…… 16

４　産業廃棄物処理業の許可について…… 17

第２章　産業廃棄物の処理の委託…… 19

１　産業廃棄物の処理の委託…… 19

１－１　処理の委託

１－２　委託の基準

１－３　委託契約書の記載内容

１－４　委託契約書の記載方法

２　産業廃棄物の処理の再委託…… 26

２－１　再委託の禁止

２－２　再委託の手順

３　産業廃棄物処理業者からの処理困難通知…… 27

第３章　産業廃棄物管理票（マニフェスト）…… 28

１　マニフェストの種類と交付した者の義務について…… 28

２　紙マニフェスト…… 28

２－１　様式

２－２　交付時の注意事項

２－３　紙マニフェストの流れ（収集運搬業者が１社の場合）

２－４　マニフェスト（Ａ票）記載事項

目　次　CONTENTS

３　紙マニフェストの管理…… 35
３－１　排出事業者
３－２　処理業者
４　電子マニフェスト…… 36
４－１　電子マニフェストとは
４－２　電子マニフェストへのアクセス
４－３　電子マニフェストの運用形態
４－４　電子マニフェストの流れ
４－５　電子マニフェストの特徴
４－６　電子マニフェストの義務化
５　マニフェストの交付が必要ない場合…… 39
６　マニフェストの交付義務・記載義務等違反にかかわる罰則〔法第 27 条の 2〕 …… 39
７　産業廃棄物管理票交付等状況報告書について…… 40
７－１　報告内容
７－２　対象事業者
７－３　対象期間及び提出期日

第４章　帳簿…… 42
１　帳簿備え付けの義務…… 42
２　記載事項及び帳簿の管理…… 42
３　帳簿の作成例…… 43

第５章　法の改正について…… 45

巻末資料…… 48
１　石綿廃棄物の取扱い…… 48
２　さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則…… 50
３　水銀廃棄物について…… 51
４　ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法…… 52
５　各種リサイクル法…… 53
５－１　資源有効利用促進法
５－２　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
５－３　特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
５－４　使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
５－５　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
５－６　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
５－７　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）
６　再資源化事業高度化法…… 67

第１章　産業廃棄物処理の基礎

産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、法施行令、法施行規則によって定められています。また、この他に産業廃棄物を適正に処理するために必要な事項を示したマニュアル、ガイドライン等が定められています。

これらの全てを理解して産業廃棄物の処理を行うことは、長年この業務に携わっていても容易なことではありません。

また、これらの法令等は廃棄物処理に関わる社会情勢の変化等に応じて適宜改正されるため、以前と同じやり方をしていても知らないうちに不適切な処理をしてしまっているということも少なくありません。そのようなことにならないためにも、特に実務を担当される方は、産業廃棄物を処理する上で基本となる最新かつ重要な事項をしっかりと理解する必要があります。

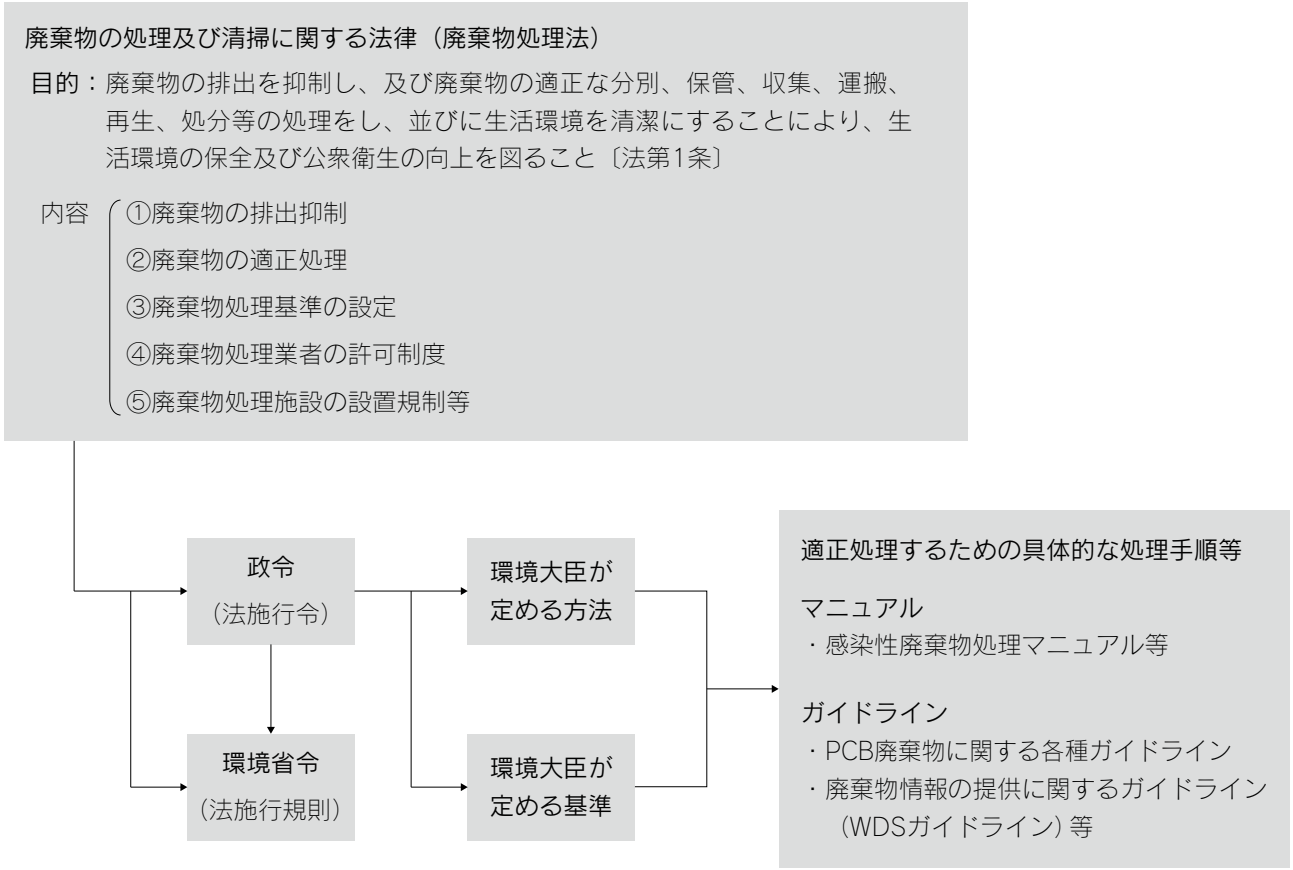

1　廃棄物の定義

１－１　廃棄物とは

法では、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）と定義しています〔法第２条第１項〕。

また、産業廃棄物を「１－２　産業廃棄物とは」のように定義し、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と定義しています〔法第２条第２項〕。

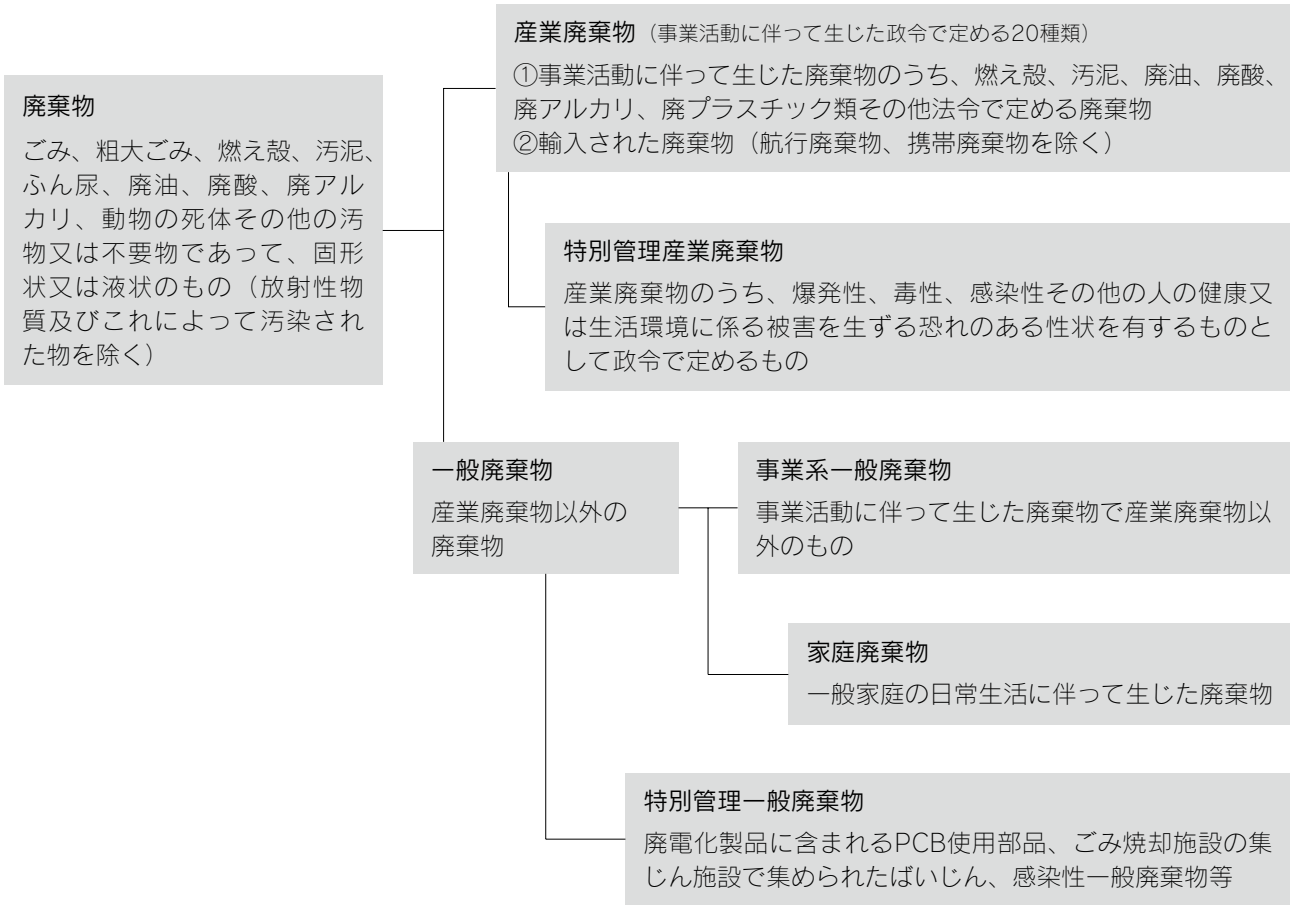

１－２　産業廃棄物とは

産業廃棄物とは、事業活動（個人事業者の事業活動を含む。）に伴って生じた廃棄物であって（表１－１）に示した20種類のものです〔法第２条第４項〕。なお、産業廃棄物には量的な規定はないので、1回のみの排出や１回の排出量がごくわずかな場合であっても、産業廃棄物となります。

産業廃棄物には、あらゆる事業活動に伴うものと、排出する業種が限定されるものがあります。表１－１の⑴燃え殻から⑿ばいじんの12種類の廃棄物は、事業活動に伴って生じたものであれば、業種に関わりなく、すべてが産業廃棄物です。一方、⒀紙くずから⒆動物の死体の７種類の廃棄物は、表１－１中の具体的な例に示すような特定の業種から排出されたものが産業廃棄物に該当します。

例えば、建設工事現場から排出される紙くずや食料品製造工場から排出される動植物性残さは産業廃棄物ですが、事務所や病院等から排出される紙くずやレストラン・飲食店から排出される残飯類は、事業活動に伴うものであっても一般廃棄物になるので注意する必要があります。また、木くずのうち、貨物の流通に使用した木製のパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）は産業廃棄物になります。

事業活動に伴って排出される廃棄物であっても一般廃棄物に該当するものを、事業系一般廃棄物と呼んでいます。

表１－１　産業廃棄物の種類と具体例

区分	種　類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	⑴燃え殻	石炭がら、廃棄物焼却灰、炉清掃掃出物、重油燃焼灰など
	⑵汚泥	ビルピット汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、中和沈殿汚泥、凝集沈殿汚泥、めっき汚泥、砕石スラッジ、石炭かすなど
	⑶廃油	鉱物油及び動植物性油脂などのすべての廃油、廃溶剤類等、グリス（潤滑油）、切削油、廃タールピッチ類、廃可塑剤類、洗車スラッジなど
	⑷廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃酢酸、廃クエン酸、アルコール発酵廃液、写真定着廃液など、すべての酸性廃液
	⑸廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液、アルカリ性めっき廃液、廃灰汁、写真現像廃液など、すべてのアルカリ性廃液
	⑹廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール、合成繊維くず、廃ポリ容器、廃合成皮革、廃合成建材、合成ゴムくず、塗料かす（固化したもの）、接着剤かす（固化したもの）、廃タイヤなど
	⑺ゴムくず	天然ゴムくず
	⑻金属くず	鉄鋼・非鉄金属の切削くず、鉄くず、空き缶、ブリキ、トタンくず、溶接かす、銅線くず、スクラップなど
	⑼ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃空き瓶類、板ガラスくず、カレットくず、レンガくず、石膏ボード、コンクリート製品製造過程から生じるコンクリートくずなど
	⑽鉱さい	高炉・平炉・電気炉の残さい、鋳物廃砂、不良鉱石など
	⑾がれき類	コンクリート・レンガ・瓦等の破片、アスファルト破片など（いずれも工作物の新築、改築、又は除去により生じたもの）
	⑿ばいじん	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダストなど、大気汚染防止法のばい煙発生施設・ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設、産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんで、集じん施設によって集められたもの
排出する業種が限られているもの	⒀紙くず	以下の業種の事業活動に伴って生じる紙くずに限る 建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ･紙･紙加工品製造業、出版業、製本業、新聞業、印刷加工業 注）この業種以外から発生する、不要な書類やコピー用紙などは事業系一般廃棄物
	⒁木くず	貨物の流通に使用したパレット 以下の業種の事業活動に伴って生じる木くずに限る 建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 注）以上に掲げたものの他は事業系一般廃棄物
	⒂繊維くず	以下の業種の事業活動に伴って生じる天然繊維くずに限る 建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、繊維工業（繊維製品製造業を除く） 注）この業種以外から発生する、不要な衣類やウエスなどは事業系一般廃棄物
	⒃動物系固形不要物	と畜場でとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⒄動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で、原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物
	⒅動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿 愛がん用動物飼育業（犬、猫等愛がん動物の繁殖業、ブリーダー）から排出されるふん尿
	⒆動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体 愛がん用動物飼育業（犬、猫等愛がん動物の繁殖業、ブリーダー）から排出される愛がん動物の死体
⒇政令第13号廃棄物		汚泥のコンクリート固化物など、産業廃棄物を処分するために処理したもの

１－３　特別管理産業廃棄物とは

特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの（表１－２）をいいます。〔法第２条第５項〕

特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、特に注意して取り扱わなければならないもので、普通の産業廃棄物とは別に処理基準等が定められています。

表１－２　特別管理産業廃棄物の種類

種類		
１引火性廃油		揮発油類、灯油類、軽油類（引火点70℃未満）
２腐食性廃酸		水素イオン濃度（pH）が2.0以下の廃酸
３腐食性廃アルカリ		水素イオン濃度（pH）が12.5以上の廃アルカリ
４感染性産業廃棄物		医療関係機関等から排出される血液、使用済み注射針などの感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物
５特定有害産業廃棄物	廃ＰＣＢ等	廃ＰＣＢ、ＰＣＢを含む廃油
	ＰＣＢ汚染物	事業活動に伴い発生した ・ＰＣＢが塗布され又は染み込んだ紙くず ・ＰＣＢが染み込んだ汚泥、木くず又は繊維くず ・ＰＣＢが付着し又は封入された廃プラスチック類又は金属くず ・ＰＣＢが付着した陶磁器くず又はがれき類
	ＰＣＢ処理物	廃ＰＣＢ等又はＰＣＢ汚染物を処分するために処理したもので基準に適合しないもの
	廃水銀等	・以下の施設から排出される廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除くもの） １　水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設 ２　水銀使用製品の製造の用に供する施設 ３　灯台の回転装置が備え付けられた施設 ４　水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く）を有する施設 ５　国又は地方公共団体の試験研究機関 ６　大学及びその附属試験研究機関 ７　学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 ・水銀又はその化合物を含むものや水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀（水銀使用製品の破損による漏洩した廃水銀は該当しない） ・廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
	廃石綿等	・廃石綿、石綿建材除去事業に伴って発生した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材及び除去工事に使用し石綿が付着しているおそれのあるプラスチックシート等の用具類 ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設がある事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
	重金属等の有害物質を含有した産業廃棄物	・燃え殻、汚泥、鉱さい、指定下水汚泥、ばいじん及びこれらを処分するために処理したものは省令で規定する「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」に定める基準（判定基準：右表参照）に適合しないもの ・廃酸、廃アルカリについては省令別表第１に適合しないもの ・廃油（判定基準９～ 18、22の廃溶剤） 注）鉱さい以外は政令別表に掲げる施設から排出されたもの
	輸入廃棄物	・輸入廃棄物の焼却施設（処理能力200kg/h又は火格子面積２㎡以上）において発生するばいじんなど ・輸入された廃棄物（ばいじん、燃え殻（ダイオキシン類３ng-TEQ/gを超えるものなど）

特別管理産業廃棄物の判定基準

（政令別表に掲げる施設から排出されたもののうち、判定基準を超えた場合、特別管理産業廃棄物に該当）

金属等の種類		燃え殻、鉱さい、ばいじん	汚泥、指定下水汚泥、処分するために処理したもの（廃酸、廃アルカリ以外）	廃酸、廃アルカリ、処分するために処理したもの（廃酸、廃アルカリ）
1	アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出
	水銀又はその化合物	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.05mg/L以下
2	カドミウム又はその化合物	0.09　〃	0.09　〃	0.3　〃
3	鉛又はその化合物	0.3　〃	0.3　〃	1　〃
4	有機リン化合物	－	1　〃	1　〃
5	六価クロム化合物	1.5　〃	1.5　〃	5　〃
6	砒素又はその化合物	0.3　〃	0.3　〃	1　〃
7	シアン化合物	－	1　〃	1　〃
8	ＰＣＢ	－	0.003　〃	0.03　〃
9	トリクロロエチレン	－	0.1　〃	1　〃
10	テトラクロロエチレン	－	0.1　〃	1　〃
11	ジクロロメタン	－	0.2　〃	2　〃
12	四塩化炭素	－	0.02　〃	0.2　〃
13	1,2－ジクロロエタン	－	0.04　〃	0.4　〃
14	1,1－ジクロロエチレン	－	1　〃	10　〃
15	シス－1,2－ジクロロエチレン	－	0.4　〃	4　〃
16	1,1,1－トリクロロエタン	－	3　〃	30　〃
17	1,1,2－トリクロロエタン	－	0.06　〃	0.6　〃
18	1,3－ジクロロプロペン	－	0.02　〃	0.2　〃
19	チウラム	－	0.06　〃	0.6　〃
20	シマジン	－	0.03　〃	0.3　〃
21	チオベンカルブ	－	0.2　〃	2　〃
22	ベンゼン	－	0.1　〃	1　〃
23	セレン又はその化合物	0.3mg/L以下	0.3　〃	1　〃
24	1,4－ジオキサン	0.5　〃	0.5　〃	5　〃
25	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g以下	3ng-TEQ/g以下	100pg-TEQ/g以下

※・「燃え殻」は、１のアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、1，4-ジオキサンを除く。
・「鉱さい」は、24の1，4-ジオキサン、25のダイオキシン類を除く。
・「廃酸」、「廃アルカリ」及び25のダイオキシン類以外は、溶出試験による値。
・検定方法は、「廃掃法施行規則」、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）」による。

２　産業廃棄物の処理に係る排出事業者の責任

２－１　排出事業者の責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません〔法第３条第１項〕。

産業廃棄物を適正に処理するため、産業廃棄物処理基準及び特別管理産業廃棄物処理基準が定められています〔法第12条第１項及び法第12条の２第１項〕。

産業廃棄物の処理責任は、その産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）にあります。

建設工事から生ずる産業廃棄物については、元請業者がその排出事業者となり、処理責任を負うことが平成22年の法改正で明確化されています〔法第21条の３第１項〕。

このため、原則、下請負人は、産業廃棄物処理業の許可がなければ、元請業者から産業廃棄物の収集運搬又は処分の委託を受けることはできません。

２－２　最終処分までの処理責任

排出事業者は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬や処分を他人に委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません〔法第12条第７項及び法第12条の２第７項〕。

排出事業者は、その産業廃棄物の処理を委託する場合に当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされておりましたが、この措置を行う前提として、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行う責務を有することが平成22年の法改正で明確化されました。

排出事業者は、マニフェストを常にチェックすることはもちろんのこと、その産業廃棄物の処理を委託した産業廃棄物処理業者の処理施設や最終処分場を実地に確認することなどにより、当該産業廃棄物の処理状況を確認するよう努めなければなりません。

２－３　産業廃棄物の処理

産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める基準（産業廃棄物処理基準）に従わなければなりません〔法第12条第１項〕。また、事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（産業廃棄物保管基準）に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません〔法第12条第２項〕。

⑴　産業廃棄物保管基準

ア）産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
イ）悪臭を生じないようにすること。
ウ）生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置をとること。
エ）周囲に囲いを設けること。
オ）見やすい場所に、図１－１のような掲示板を設けること。
カ）屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合は、図１－２のように、高さ制限、斜面制限を守ること等。

60cm以上

産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
管理者名称・連絡先	株式会社　○△工業 代表取締役　○○　△△ TEL：048－829－××××
最大保管高さ	1.5m

60cm以上

図1－1　掲示板の作成例

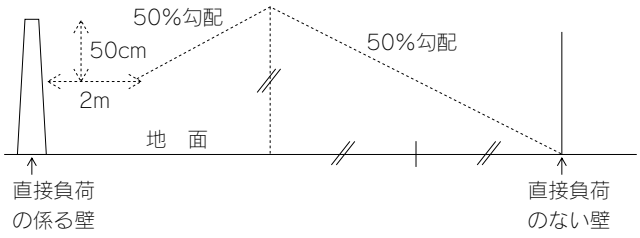

図1－2　屋外における保管高さの例

建設工事から生ずる産業廃棄物を、排出事業者が事業場の外で自ら保管する場合（300㎡以上の保管場所で行う保管に限る。）は、あらかじめ都道府県知事（政令市長）へ届け出なければなりません〔法第12条第３項、第12条の２第３項等〕（「２－９　事業場外保管」参照）。

⑵　産業廃棄物処理基準

①　収集運搬

ア）産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
イ）悪臭、騒音、振動を生じないようにすること。
ウ）生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置をとること。
エ）収集運搬を行うときは、ア）～ウ）の基準に従って必要な容器や運搬車両を用いること。
オ）運搬車両の外側の見やすい位置に、ステッカーやペイント等で図１－３のような表示をすること（許可番号の表示は許可業者のみ）。
カ）運搬車両には、運搬中の産業廃棄物に関する書類（自己運搬等でマニフェストがない場合は、氏名又は名称及び住所、種類及び数量、積載日、排出場所及び運搬先の名称と所在地及び連絡先を記載した書類）を備え付けておくこと等。

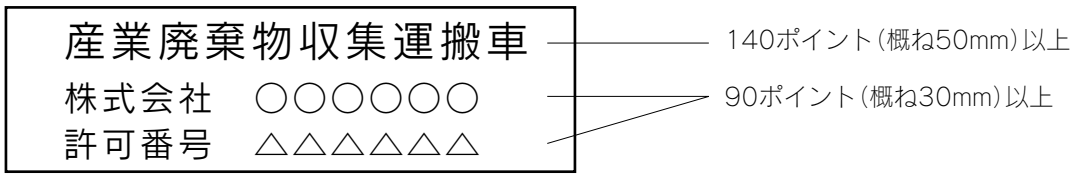

図１－３　運搬車両の表示の例

収集運搬の途中で保管を行う場合は、「２－３（１）産業廃棄物保管基準」の例によるほか、以下に示す基準に適合する場合に限り認められています。

ア）あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が決められていること。
イ）搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所で適切に保管できる量を超えないこと。
ウ）搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
エ）保管する産業廃棄物の数量が、その保管場所における１日当たりの平均的な搬出量に７を乗じて得られる数値（保管上限）を超えないようにすること。

② 中間処理

ア）産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
イ）悪臭、騒音、振動を生じないようにすること。
ウ）生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置をとること。
エ）中間処理施設において産業廃棄物を保管する場合は、囲いを設け、掲示板を掲げる等一定の基準に従って設置すること。
オ）保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにすること等。

～建設工事等から排出される産業廃棄物の処理と建設リサイクル法～

工作物の新築、改築又は除去により生じた産業廃棄物の排出事業者には、その建設工事の元請事業者が該当します。それらの産業廃棄物も、廃棄物処理法の処理基準に従い処分しなければならないのはもちろん、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）」により、対象建設工事で、廃棄物となった特定建設資材を一定の技術基準に従って工事現場で分別し、リサイクル等をするよう義務付けられています（「巻末資料」参照）。

２－４　特別管理産業廃棄物の処理

法では、特別管理産業廃棄物処理基準〔法第12条の２第１項〕及び特別管理産業廃棄物保管基準〔法第12条の２第２項〕を産業廃棄物とは別に定めていますが、その内容は、産業廃棄物の処理基準等をさらに厳しくしたものとなっています。特別管理産業廃棄物は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有しているので、その取扱いには特に注意する必要があります。

なお、特別管理産業廃棄物の排出事業者には、特別管理産業廃棄物管理責任者の選任〔法第12条の２第８項〕及び特別管理産業廃棄物に関する帳簿を備え付けること等〔法第12条の２第14項〕が義務付けられています。

また、さいたま市では、市の規則により特別管理産業廃棄物管理責任者設置等報告書の提出を求めています。（ｐ.11　様式第28号の２参照）。

⑴　特別管理産業廃棄物保管基準

ア）特別管理産業廃棄物を保管する場合は、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよう区分して行うこと。
イ）特別管理産業廃棄物であるＰＣＢ汚染物又はＰＣＢ処理物（以下「ＰＣＢ廃棄物」という）、廃油、廃酸、廃アルカリ等については、容器に入れ密封するなど、飛散、流出や腐食を防止するために必要な措置を講じること。
ウ）特別管理産業廃棄物である廃石綿等については、二重梱包するなど、飛散防止のために必要な措置を講ずること等。

⑵　特別管理産業廃棄物処理基準

①　収集運搬

ア）特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよう、他の物と区分して収集運搬すること。
イ）収集運搬を行う者は、その物の種類や取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し携帯すること。
ウ）感染性廃棄物の収集運搬を行う者は、必ず、密閉できて収納しやすく、壊れにくい構造の運搬容器に収めて収集運搬すること。
エ）ＰＣＢ廃棄物の収集運搬を行う者は、必ず、密閉できて収納しやすく、壊れにくい構造で、ＰＣＢの漏洩を防止するために必要な措置が講じられた運搬容器に収めて収集運搬すること等。

② 中間処理基準

ア）特別管理産業廃棄物の廃油、感染性廃棄物の処分又は再生は、焼却設備を用いて焼却する方法等によること。
イ）廃石綿等の処分又は再生は、溶融設備を用いて溶融する方法によること等。

～　ＰＣＢ廃棄物について　～

ＰＣＢ廃棄物の処理基準は法で定められているほか、ＰＣＢ廃棄物の保管事業者及びＰＣＢ廃棄物収集運搬許可業者が、ＰＣＢ廃棄物の収集運搬を適切に行ううえで必要な技術的事項及び留意点が「ＰＣＢ廃棄物収集運搬ガイドライン」により示されています。

なお、ＰＣＢ廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、ＰＣＢ廃棄物保管事業者は、毎年ＰＣＢ廃棄物の保管及び処分状況等の届出を行わなければなりません（「巻末資料」参照）。

様式第２８号の２（第２４条関係）

特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更・廃止報告書

年　　月　　日

（あて先）さいたま市長

住　　所
氏　　名
電話番号
（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置・変更・廃止したので、次のとおり報告します。

事業場の所在地	電話番号
（ふりがな） 特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	職名　　氏名
特別管理産業廃棄物管理責任者の資格	
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、変更又は廃止の年月日及びその事由	年　　月　　日 （事由）
※事務処理欄 （記入しないこと）	

２－５　産業廃棄物処理施設

法で定められた産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、都道府県知事（政令市長）の許可を受けなければなりません〔法第15条第１項〕。また、この産業廃棄物処理施設（表１－３）には、構造基準〔法第15条の２第１項〕及び維持管理基準〔法第15条の２の３〕が適用されます。

産業廃棄物処理施設の設置者には、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるための技術管理者の選任〔法第21条〕、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるための産業廃棄物処理責任者の選任〔法第12条第８項〕及び産業廃棄物の処理に関する帳簿の備付け〔法第12条第13項〕が義務付けられています。

なお、さいたま市では、産業廃棄物処理施設の設置者に前年度分の産業廃棄物処理実績報告書の提出を求めています。

表１－３　産業廃棄物処理施設〔令第７条〕

①	汚泥の脱水施設	処理能力が10㎥/日を超えるもの
②	汚泥の乾燥施設	処理能力が10㎥/日を超えるもの
	汚泥の天日乾燥施設	処理能力が100㎥/日を超えるもの
③	汚泥の焼却施設	イ　処理能力が５㎥/日を超えるもの ロ　処理能力が200kg/時以上のもの ハ　火格子面積が２㎡以上のもの
④	廃油の油水分離施設	処理能力が10㎥/日を超えるもの
⑤	廃油の焼却施設（廃ＰＣＢ等を除く）	イ　処理能力が１㎥/日を超えるもの ロ　処理能力が200kg/時以上のもの ハ　火格子面積が２㎡以上のもの
⑥	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力が50㎥/日を超えるもの
⑦	廃プラスチック類の破砕施設	処理能力が５t/日を超えるもの
⑧	廃プラスチック類の焼却施設	イ　処理能力が100kg/日を超えるもの ロ　火格子面積が２㎡以上のもの
⑧の２	木くず又はがれき類の破砕施設	処理能力が５t/日を超えるもの
⑨	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	
⑩	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	
⑩の２	廃水銀等の硫化施設	
⑪	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	
⑪の２	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	
⑫	廃ＰＣＢ等、ＰＣＢ汚染物又はＰＣＢ処理物の焼却施設	
⑫の２	廃ＰＣＢ等又はＰＣＢ処理物の分解施設	
⑬	ＰＣＢ汚染物又はＰＣＢ処理物の洗浄施設又は分離施設	
⑬の２	産業廃棄物の焼却施設（③、⑤、⑧、⑫を除く）	イ　処理能力が200kg/時以上のもの ロ　火格子面積が２㎡以上のもの
⑭	イ　特定有害産業廃棄物の最終処分場（しゃ断型） ロ　安定型産業廃棄物の最終処分場（安定型） ハ　イ、ロ以外の産業廃棄物の最終処分場（管理型）	

※③、⑤、⑧、⑬の２、⑭の施設の場合、イ～ハのいずれかに該当すれば産業廃棄物処理施設になる。

２－６　処理の委託

産業廃棄物の処理は、ほとんどの場合、産業廃棄物処理業者等の専門の業者により行われています。産業廃棄物の排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、委託基準に従って産業廃棄物処理業等の許可を有する者に委託しなければなりません。

⑴　委託基準

排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める委託基準に従わなければなりません〔法第12条第６項及び第12条の２第６項〕。

処理の委託については「第２章　産業廃棄物の処理の委託」で詳しく説明します。

ア）排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については産業廃棄物処分業者に委託しなければなりません〔法第12条第５項〕。同様に、排出事業者は、その特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬については特別管理産業廃棄物収集運搬業者に、処分については特別管理産業廃棄物処分業者に委託しなければなりません〔法第12条の２第５項〕。

イ）排出事業者が、その産業廃棄物の処理を委託できる者は、産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理業者）であって、委託する産業廃棄物を処理できる許可を持っている必要があります。

ウ）委託する際には、事前に、書面による契約をしなければなりません。

エ）特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合には、ア）からウ）によるほか、委託しようとする者に対して、あらかじめ、特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取扱い上の注意事項について、文書で知らせる必要があります。

⑵　産業廃棄物管理票

排出事業者は、排出した産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、その産業廃棄物の引渡しと同時に、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければなりません〔法第12条の３〕。

マニフェストは、処理を委託した産業廃棄物が、委託した内容のとおりに処理されたかどうかを確認する重要な手段であり、産業廃棄物を「いつ」、「誰が」、「どのように」処理したかがわかります。

排出事業者は、あらかじめ用意したマニフェストに、処理を委託する産業廃棄物の種類や量、収集運搬業者、処分業者等の必要事項を記入します。作成したマニフェストは当該産業廃棄物とともに、産業廃棄物収集運搬業者に引き渡します。マニフェストは通常７枚綴りになっていて、委託した産業廃棄物の収集運搬、中間処分、最終処分等の処理が終わると、その処理状況が記載され、排出事業者のところに戻ってきます。排出事業者は、戻ってきたマニフェストの内容を確認し、Ａ票とともに５年間保存します。

なお、万が一、マニフェストが定められた期限を過ぎても戻ってこない場合は、委託した業者に

対して処理の状況を確認し、必要な措置を講じるとともに、その内容等を所管する都道府県知事（政令市長）に報告しなければなりません。

マニフェストについては、「第３章　産業廃棄物管理票」で詳しく説明します。

２－７　帳簿

産業廃棄物処理施設の設置者、特別管理産業廃棄物を排出する事業者等は、産業廃棄物の処理状況について必要な事項を記載した帳簿を事業場ごとに作成し、保管しなければなりません〔法第12条第13項及び法第12条の２第14項〕。

排出事業者のうち、産業廃棄物処理施設（法第15条第１項に該当するもの）の設置者、産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設の設置者、産業廃棄物を生ずる事業場の外で自ら処分又は再生を行う事業者及び特別管理産業廃棄物の排出事業者に、帳簿の備え付けが義務付けられています。

帳簿は、マニフェストに記載された事項を記入し、１年間ごとに閉鎖し、５年間保存しなければなりません。年度ごとに集計・閉鎖しておくと、行政への報告にも利用できますし、廃棄物の発生抑制のためのデータとしても活用できます。

帳簿については、「第４章　帳簿」で詳しく説明します。

～　優良産業廃棄物処理業者認定制度　～

優良産廃処理業者認定制度とは、一定の基準を満たす処理業者を社会的に明らかにするもので、排出事業者が委託業者を選定する際の参考とすることができます。

認定基準は、「５年以上特定不利益処分を受けていないこと」「会社情報をインターネットを用いて公開し、定期的に更新していること」「環境保全への取組として、ISO14001やエコアクション21等の認証登録を取得していること」「電子マニフェストを導入していること」「財務体質が健全であること」の５項目からなり、基準に適合した処理業者は自治体ホームページで公開しています。

２－８　多量排出事業者

その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（次の表に掲げる者。以下「多量排出事業者」という。）は、次年度の産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書を提出しなければなりません〔法第12条第９項及び第10項、法第12条の２第10項及び第11項、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第11条の２及び第12条の２〕。

～　多量排出事業者とは　～

○法に定める多量排出事業者

①又は②に該当する事業場を設置している事業者

①　産業廃棄物の前年度の排出量が、1,000ｔ以上

②　特別管理産業廃棄物の前年度の排出量が、50ｔ以上

○さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例に定める多量排出事業者

①又は②に該当しない事業者で、支店等がさいたま市内にあり、産業廃棄物の排出量にかかわらず、③から⑤のいずれかに該当するもの。

③　一事業場の従業員数が300人以上の製造業者

④　一事業場の従業員数が100人以上又は資本金5,000万円以上の建設業者

⑤　一日あたりの施設能力が30万㎥以上の浄水場管理者等及び一日あたりの施設能力が３万㎥以上の下水道終末処理場管理者等

※　③から⑤に該当する事業場では産業廃棄物管理責任者を選任し、その届出書を市長に提出する必要があります。

※　さいたま市では、計画書及び報告書を原則電子メールにて受け付けています。提出に際して、代表者印等は必要ありません。下記のアドレス宛に送付してください。

提出先メールアドレス　sanpai-todokede@city.saitama.lg.jp（エル・ジー）

※　②に該当する事業場では特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した翌年度の４月１日より当該事業場から生じる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されます。

２－９　事業場外保管

建設工事に伴う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管を行おうとする事業者は、あらかじめ、当該保管の場所を管轄する都道府県知事（政令市長）にその旨を届け出なければなりません。ただし、非常災害の場合に必要な応急措置として事業場外に産業廃棄物等を保管した場合は、当該保管をした日から14日以内にその旨を届け出ることになります〔法第12条第３項及び第４項並びに第12条の２第３項及び第４項〕。

～　建設工事に伴う産業廃棄物等の保管の届出の対象となる保管　～

○保管の場所の面積（囲い等により囲われている保管の場所の面積）が300㎡以上の場所において行われる保管であって、次のいずれにも該当しないもの。

・事業者が産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業又は産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可を受けており、その許可に係る事業の用に供される施設において行う保管
・事業者が産業廃棄物処理施設の設置許可を受けており当該施設内で行う保管
・事業者がポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の届出を行っている場合の当該届出に係る保管

３　措置命令等と罰則

排出事業者の処理責任は重大です。

都道府県知事（政令市長）は、産業廃棄物の処理基準に適合しない処理が行われ生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、以下の者に対して期限を定め、その支障の除去等の措置を講ずるよう命ずることができます〔法第19条の５〕。

～　措置命令の対象となる者　～

①　当該保管、収集運搬又は処分を行った者
②　法第12条第５項又は第６項などの規定に違反する不適正な委託が行われた場合には、その委託をした者
③　産業廃棄物管理票の義務に違反した者
④　①から③の者が建設工事にかかる下請負人の場合には、元請業者　など
⑤　①から④の者に対して行為の要求、教唆、幇助等を行った者

さらに、上記の措置命令対象者に資力等がなく支障の除去が困難な場合であって、排出事業者が適正な処理料金を負担していないとき、不適正処分が行われることを知り、又は知ることができたとき、その他法第12条第７項などの規定の趣旨に照らして排出事業者に支障の除去等の措置をとらせることが適当であるときは、委託契約やマニフェストの扱いが適正であっても、排出事業者が措置命令の対象となります〔法第19条の６〕。

また、排出事業者が「２　産業廃棄物の処理に係る排出事業者の責任」で示した産業廃棄物処理基準等に違反したときは、改善命令〔法第19条の３〕の対象となるとともに、それぞれ罰則が定められています。

以下は、排出事業者に係る主な罰則です（表１－４）。

表１－４　排出事業者に係る主な罰則

違反行為	罰則
無許可業者への委託禁止違反　〔法第25条第１項第６号〕	５年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（併科あり）
委託基準違反、再委託禁止違反　〔法第26条第１号〕	３年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金（併科あり）
マニフェストの不交付、未記載、虚偽記載〔法第27条の２第１号〕 ※平成29年法改正による罰則強化	１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金
マニフェストの保存義務違反　〔法第27条の２第５号〕 ※平成29年法改正による罰則強化	１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金
帳簿の不備、未記載、虚偽記載、保存義務違反　〔法第30条第１号〕	30万円以下の罰金
措置命令違反（措置命令に従わない場合）　〔法第25条第１項第５号〕	５年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（併科あり）
18条報告拒否、虚偽報告　〔法第30条第７号〕	30万円以下の罰金
立入検査拒否・妨害　〔法第30条第８号〕	30万円以下の罰金
事業場外の保管届出義務違反　〔法第33条第１号〕	20万円以下の過料
多量排出事業者の計画の未提出、虚偽記載及び実施状況の未報告、虚偽記載　〔法第33条第２号、第３号〕	20万円以下の過料

４　産業廃棄物処理業の許可について

産業廃棄物の処理を受託するためには、その産業廃棄物を扱える内容の許可を受けている必要があります。

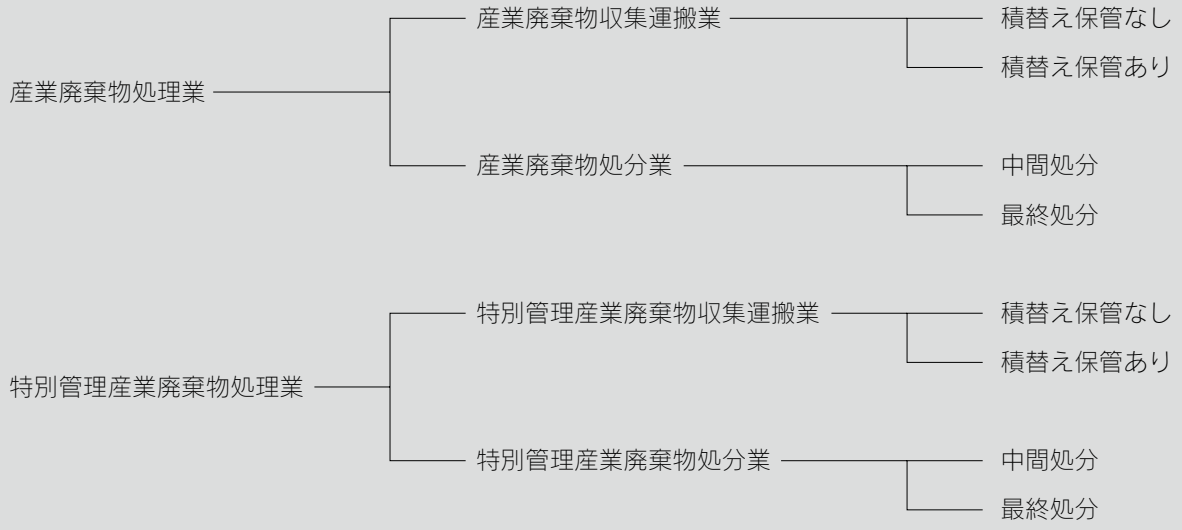

産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業の許可は別のものです。
積替え保管をする場合は、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え保管あり）の許可が必要になります。

許可されていない業務を行うことや、許可品目以外の産業廃棄物を扱うことは違反行為になります。なお、収集運搬業を行う場合は、産業廃棄物の積込み場所と運搬先で許可権者（都道府県知事又は政令市長）が異なる場合は、それぞれの場所での許可が必要になります。ただし、政令市内で積替え又は保管を行わない場合は、管轄する都道府県知事の許可のみで収集運搬業を行うことができます。

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可は、５年ごと（優良認定産業廃棄物処理業者にあっては７年ごと）に更新を受けなければ失効します。許可証には、許可の期限、取扱い可能な産業廃棄物の種類、施設の所在地、許可に係る条件などが記載されています。

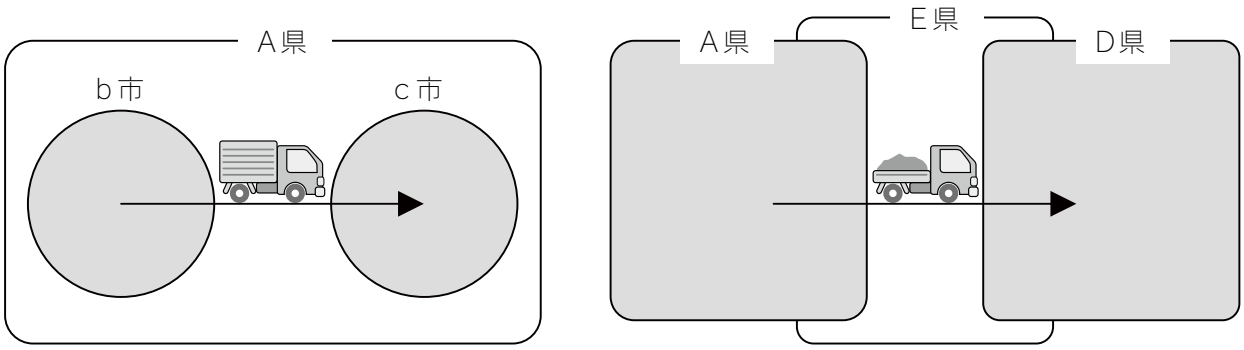

Ａ県の許可のみで収集運搬できる
（積替え保管なし）
※ｂ市、ｃ市は政令市

Ａ県とＤ県の両方の収集運搬業の許可が
必要となる（積替え保管なし）

図１－４　収集運搬業の許可

第２章　産業廃棄物の処理の委託

1　産業廃棄物の処理の委託

１－１　処理の委託

事業者は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については収集運搬業者に、その処分については処分業者にそれぞれ委託しなければならない〔法第12条第５項及び法第12条の２第５項〕。

排出事業者は、産業廃棄物を自ら処理できない場合は、委託基準に従って産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物にあっては特別管理産業廃棄物処理業）の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に、その処理を委託しなければなりません。

処理を委託する際は、排出事業者は、収集運搬については収集運搬業許可業者と、処分については処分業許可業者とそれぞれ委託契約を締結する必要があります。ただし、収集運搬と処分を同一の許可業者に委託する場合には、ひとつの契約書にすることができます。

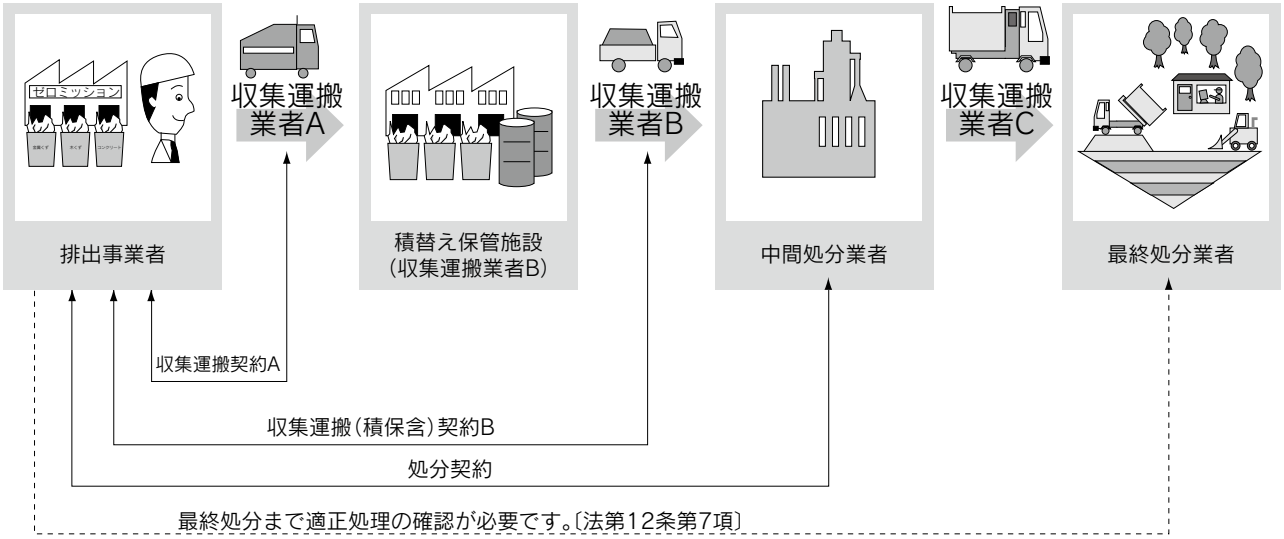

図２－１　産業廃棄物の処理の委託の流れ（例）

１－２　委託の基準

事業者は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬又は処分を委託する場合には、委託基準に従わなければならない〔法第12条第６項及び法第12の２条第６項〕。

産業廃棄物の処理を許可業者に委託する場合の法施行令及び法施行規則で定められた委託基準は以下のとおりです。

⑴　処理業者の事業の範囲を確認すること

排出事業者は、委託しようとする産業廃棄物の処理（収集運搬、処分又は再生）が、許可業者の事業の範囲に含まれていることを確認した上で委託する必要があります。

〔令第６条の２第１号、２号〕

⑵　書面で契約すること

処理を委託する際には、必ず書面で契約しなければなりません。契約期間中の契約内容の変更等についても書面で行う必要があります。

〔令第６条の２第４号〕

⑶　必要な項目を盛り込むこと

契約書に記載すべき内容は施行令及び施行規則で定められています。

「１－３　委託契約書の記載内容」及び「１－４　委託契約書の記載方法」で詳しく説明します。

〔令第６条の２第４号〕

⑷　契約書に許可証等が添付されていること

契約内容に該当する許可証等の写しを添付しなければなりません。

〔規則第８条の４〕

⑸　５年間保存すること

契約の終了日から５年間、契約書を保存する義務があります。

〔令第６条の２第５号〕

⑹　特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合

特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合には、上記事項のほかに、委託しようとする特別管理産業廃棄物に関する種類、数量、性状、荷姿及び取扱う際の注意事項を、受託者に対して、契約を締結する前にあらかじめ文書で通知する必要があります。

廃棄物データシート（WDS）を活用するとよいでしょう。

〔令第６条の６第１号〕

１－３　委託契約書の記載内容

委託契約書には、表２－１に示す事項を必ず記載しなければなりません。

表２－１　委託契約の法定記載事項

記　載　事　項			廃棄物処理法令の該当箇所
契約書の共通記載事項			
⑴		委託する産業廃棄物の種類及び数量	令第６条の２第４号イ
⑵		委託契約の有効期間	規則第８条の４の２第１号
⑶		委託者が受託者に支払う料金	規則第８条の４の２第２号
⑷		受託者の事業の範囲に関する事項	規則第８条の４の２第３号
⑸		委託者の有する委託した産業廃棄物の適正処理のために必要な次に掲げる事項（イ～ヘ）に関する情報	規則第８条の４の２第６号
	イ	性状及び荷姿	〃
	ロ	通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	〃
	ハ	他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	〃
	ニ	JISに規格する有害物質含有マークが付されている廃棄物に関する事項	〃
	ホ	石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に関する事項	〃
	ヘ	その他取扱いに関する注意事項	〃
⑹		委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項	規則第８条の４の２第７号
⑺		受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	規則第８条の４の２第８号
⑻		契約解除時の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項	規則第８条の４の２第９号
運搬委託契約書の記載事項			
⑼		運搬の最終目的地の所在地	令第６条の２第４号ロ
⑽		積替え保管をする場合は、積替え保管の場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び保管の上限	規則第８条の４の２第４号
⑾		安定型産業廃棄物を積替え保管する場合は、当該安定型産業廃棄物と他の廃棄物とを混合することの許否等	規則第８条の４の２第５号
処分委託契約書の記載事項			
⑿		処理施設の所在地、処分又は再生の方法及び処理能力	令第６条の２第４号ハ
⒀		処理後に残さが発生する場合は、最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力	令第６条の２第４号ホ

１－４　委託契約書の記載方法

「１－３　委託契約書の記載内容」の表２－１で示す各記載事項（⑴から⒀）の具体的な記載方法は次のとおりです。

⑴　委託する産業廃棄物の種類及び数量

種類については法律で定められている種類（産業廃棄物の名称）を記載してください。

複数の種類が一体不可分の形で混合している場合、廃棄物そのものの名称を記載してもかまいません（例：シュレッダーダスト、廃蛍光管等）。

数量については計量によって把握した数量の記載が原則ですが、契約者双方が了解できる方法でもかまいません（例：車両台数、容器個数等）。

⑵　委託契約の有効期間

委託契約の開始年月日と終了年月日を記載してください。

自動更新を定めて記載してもかまいません（例：「契約終了１ヶ月前までにお互いに契約を解除する旨の文書による通知がない場合には、契約が同一条件で更新されたものとする」等）。

⑶　委託者が受託者に支払う料金

当該契約に関して委託者が受託者に支払う料金の総額を記載してください。

１ヶ月あたり料金、単位量あたり料金、トラック一台あたり料金、運搬１回あたり料金等を記載してもかまいません。

「料金の支払は別途定めるところによる」等として料金表等を別途作成して、それらを契約書に添付してもかまいません。

⑷　受託者の事業の範囲に関する事項

許可証の１の欄「事業の範囲」の内容を記載してください。

収集運搬業の場合は、積替え保管を行えるかどうかの別と、取扱う産業廃棄物の種類を記載してください。積込み場所と運搬先で許可権者（都道府県知事及び政令市長）が異なる場合は、それぞれの場所の記載内容を記載してください。

処分業の場合は、処分方法と処分方法ごとの取扱う産業廃棄物の種類を記載してください。

なお、処分方法とは、中間処理の場合は、焼却、破砕等、最終処分の場合は、安定型埋立、管理型埋立等の具体的な処分方法をいいます。

⑸　委託者の有する委託した産業廃棄物の適正処理のために必要な事項に関する情報

委託契約に係る産業廃棄物の性状等について最も熟知しているのは排出事業者です。そこで、実際に処理を行う受託者に対して、不適正な処理が行われたり、事故が生じたりすることを防止するため、以下の事項について、情報を提供する必要があります。

なお、外観からは含有物質や有害特性等が分かりにくい汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、特別管理産業廃棄物等は､特に正確かつ詳細な情報提供が必要です。廃棄物データシート（ＷＤＳ）を作成し、あらかじめ受託者に情報提供し、委託契約書にも添付することが必要です。

ア）性状及び荷姿については、固形状や液状等の性状、プラスチック容器詰やドラム缶詰等の荷姿を記載してください。

イ）性状の変化については、通常の保管状況下での腐敗による悪臭や揮発性ガスの発生等の可能性について記載してください。

ウ）他の廃棄物との混合等により生ずる支障については、他の廃棄物との混合などによって生じる廃棄物の性状の変化や、それに伴う生活環境への被害等の可能性について記載してください。

エ）有害物質（鉛等６品目）を含有する以下に示す製品については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）に基づき､日本産業規格（JIS C0950号）に規定する含有マークを貼付することが平成18年７月１日より義務づけられています。当該製品を産業廃棄物として処理を委託する場合は、当該産業廃棄物が含まれる旨を記載してください。

＜対象廃製品＞廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機

オ）石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1％を超えて含有するもの）、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処理を委託する場合は、当該産業廃棄物が含まれる旨を記載してください。

カ）その他取扱いに関する注意事項については、当該産業廃棄物を取扱う際に必要と思われるア）からオ）以外の注意事項を記載してください。

⑹　委託契約の契約期間中に当該産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

委託契約の有効期間中に製造工程や排出事業者の排出工程等の変更により、産業廃棄物の性状の変化や腐敗等混入物の発生等が考えられるので、その性状等が変化した産業廃棄物に起因して発生する事故の防止並びに適切に処理を行うために必要な情報提供について、あらかじめ委託契約時にその情報の伝達方法を取り決めて委託契約書に記載してください。

性状等の変化に伴う情報提供の範囲については、事前に委託する産業廃棄物にどの程度の性状等の変化があった場合に受託者に情報提供を行うのか、その性状等の変動の幅について委託者と受託者は協議して定めておく必要があります。

⑺　受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

受託者による委託者に対する受託業務終了報告の内容について記載してください。

受託業務終了報告を産業廃棄物管理票（マニフェスト）で行う場合はその旨を記載してください（収集運搬の場合はＢ２票、処分の場合はＤ票及びＥ票で受託業務終了報告とすることができます）。

⑻　契約解除時に処理されていない産業廃棄物の取扱いに関する事項

契約解除の時点でまだ処理されていない産業廃棄物は、そのまま放置されたり不適正に処理される等トラブルの原因になる可能性があることから、未処理産業廃棄物の取扱い方法を記載してください。

⑼　運搬の最終目的地の所在地（運搬を委託する場合の記載事項）

産業廃棄物の運搬先（処分施設・再生施設等）の場所を記載してください。

排出場所から積替え保管場所まではＡ社が、積替え保管場所から処理施設まではＢ社が運搬する場合には、Ａ社の「最終目的地の所在地」には積替え保管場所を、Ｂ社の「最終目的地の所在地」には処分場所を記載してください。

⑽　積替え保管をする場合は、積替え保管の場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び保管の上限

収集運搬業許可証の２の欄「事業の用に供するすべての施設」の内容のうち、積替え保管場所の所在地、その積替え保管場所で保管許可を得ている産業廃棄物の種類及び保管基準による保管上限を記載してください。

⑾　安定型産業廃棄物を積替え保管する場合は、当該安定型産業廃棄物と他の廃棄物とを混合することの許否等

安定型産業廃棄物を保管する場合には、当該安定型産業廃棄物と他の廃棄物とを混合することの許否等についても記載してください。

安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類及びこれらに準ずるもの）と管理型産業廃棄物と併せて委託する場合には、手選別を行うことの許否についても記載してください。

⑿　処理施設の所在地・処分又は再生の方法及び処理能力（処分を委託する場合の記載事項）

処分又は再生施設の所在地・処理能力及び処分又は再生の方法を記載してください。

所在地・処理能力については、処分業許可証の２の欄の内容を記載してください。

処分又は再生の方法については、処分業許可証の１の欄の処分方法のうち、該当する産業廃棄物に係る処分方法を記載してください。

なお、再生の場合は、「再生砕石の製造」「ボード用チップの製造」等具体的な再生方法をあわせて記載してください。

受託者が複数の施設を所有しており、当該産業廃棄物を複数の施設で処理する場合や契約の時点では使用する施設が決められない場合等は、複数の施設について許可された能力を記載してください。

⒀　最終処分の場所の所在地・最終処分の方法及び処理能力（処分後に残さが発生する場合の記載事項）

中間処理後に残さが発生する場合は、残さの最終処分の予定場所及び最終処分の方法並びに処理能力を記載してください。

契約締結の時点ではまだ最終処分の内容を確定できないこともありますが、その場合には予定される複数の処分場について記載してください。

産業廃棄物の再生処理を行った場合には「再生処理の場所」が「最終処分の場所」になります。

最終処分の方法については「安定型埋立処分・管理型埋立処分・遮断型埋立処分・海洋投入処分又は再生」等を記載してください。

処理能力については処分業許可証の「２.」の欄の埋立容量を記載してください（記載内容は残余容量ではなく許可容量です）。

委託者が最終処分施設の所在地及び処理能力等を中間処理業者から聞き取り記載する場合にあっては、委託者は中間処理業者の協力を得て現地を視察し処理能力並びに処理状況を確認する等、産業廃棄物の適正処理に努めなければなりません。

廃棄物情報の提供に関するガイドラインは、
下記のホームページからダウンロードできます。

〔廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第２版）〕
http://www.env.go.jp/（環境省のホームページ）

２　産業廃棄物の処理の再委託

２－１　再委託の禁止

産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。

ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。〔法第14条第16項〕

再委託とは、産業廃棄物処理業者等が、受託した産業廃棄物の処理を自ら行わずに他者に委託することをいいます。再委託は、産業廃棄物の処理責任の所在をあいまいにして、不適正処理を誘発するおそれがあるため、法では原則禁止しています。したがって、排出事業者は、安易な再委託や再委託を前提とした委託契約を行うものではありません。

再委託は、廃棄物運搬車両や処理施設の故障等により受託者が業務を行うことができなくなる等のやむを得ない事情がある場合に限り、定められた手順に従って行うことができますが、このような場合であっても、排出事業者の承諾を必要としますので、受託者のみの判断で行うことはできません。

なお、再々委託は例外なく禁止されています。

２－２　再委託の手順

再委託の手順については以下のとおりです。

⑴　排出事業者の承諾

受託者は、排出事業者に対してあらかじめ所定の事項を明らかにし、排出事業者から書面による承諾を受けます。承諾書については表２－２のとおりです。

表２－２　再委託承諾書

必要行為	記載事項	廃棄物処理法令の該当箇所
受託者は、排出事業者に右の内容を事前に明示する。	再受託者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名を含む）	令第６条の12第１号前段
	再受託者が適法に処理できるものであること（処理業の許可を有し再委託の内容が許可範囲に含まれること等）	令第６条の12第１号後段
受託者は、排出事業者から右の事項を記載した再委託承諾を書面により受ける。	委託した（特別管理）産業廃棄物の種類・数量	規則第10条の６の６第１号
	受託者の氏名又は名称・住所・許可番号	規則第10条の６の６第２号
	承諾の年月日	規則第10条の６の６第３号
	再受託者の氏名又は名称・住所・許可番号	規則第10条の６の６第４号

⑵　再委託契約の締結

受託者と再受託者の間で委託契約を締結します。この場合も委託基準が適用されます。

⑶　再受託者への通知

受託者が再受託者に産業廃棄物を引き渡す際には、排出者と締結した委託契約の内容を記載した文書を交付します。再委託交付文書については表２－３のとおりです。

表２－３　再委託交付文書

記載事項		廃棄物処理法令の該当箇所
共通記載事項	産業廃棄物の種類・数量	令第６条の12第２号
運搬を再委託する場合	運搬の最終目的地の所在地	令第６条の12第２号
処分を再委託する場合	処理施設の所在地・処分又は再生の方法及び処理能力	令第６条の12第２号
	処理残さが発生する場合は最終処分の所在地、最終処分の方法及び処理能力	

※　この他に特別管理産業廃棄物を再委託する場合あっては、あらかじめ法施行令第６条の６第１号規定に基づき排出事業者から通知された当該特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿並びに取り扱う際に注意すべき事項を文書で再受託者に通知しなければなりません。

３　産業廃棄物処理業者からの処理困難通知

産業廃棄物処理業者は、収集、運搬又は処分を適正に行うことが現に困難となり、又は故障、事故、事業の廃止、行政処分など困難となる事由が生じたときは、10日以内にその旨を委託者に書面により通知し、その写しを５年間保存することが義務づけられています〔法第14条第13項、第14項及び第14条の４第13項、第14項〕。

また、委託者である排出事業者は、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまで適正に処理が行われるために必要な措置を講ずる責務を有していることから、排出事業者が通知を受けたときは、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければなりません〔法第12条の３第８項〕。

第３章　産業廃棄物管理票（マニフェスト）

排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません〔法第12条の３〕。

排出事業者には、産業廃棄物の発生から最終処分の終了までの処理が適正に行われるために必要な措置を講じるよう努める義務があり、委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうかを確認しなければなりません。

排出事業者は、マニフェストにより収集運搬業者又は処分業者に委託した産業廃棄物処理の流れを把握し、適正に処理されたがどうか確認をすることで、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止することができます。

なお、マニフェストの不交付や虚偽記載は、行政処分や罰則の対象となる行為です。

１　マニフェストの種類と交付した者の義務について

マニフェストには複写式の紙伝票を利用するもの（紙マニフェスト）と電子情報技術を利用するもの（電子マニフェスト）があります。どちらを利用しても構いません。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した者は、前年度に交付した産業廃棄物管理票に関する報告書を作成し、都道府県知事（政令市長）に提出しなければなりません。〔法第12条の３第７項〕ただし、電子マニフェストにより交付した場合は、電子マニフェスト制度を管理する公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（情報処理センター）が報告を行なうため、事業者が報告する必要はありません。詳しくは「７　産業廃棄物管理票交付等状況報告書について」で説明します。

２　紙マニフェスト

２－１　様式

紙マニフェストの様式は法施行規則で決められているので、紙マニフェストを利用するときは法施行規則で定められた様式（様式第２号の15）を使用する必要があります。

紙マニフェストは、各都道府県産業廃棄物協会、建設業協会等で購入することができます。これらの紙マニフェストは、法施行規則に則った様式で排出事業者、収集運搬業者、処分業者がそれぞれ保管できるように７枚綴り（直行用）と８枚綴り（積替え保管用）になっており、利用者が使いやすいように工夫されています。

２－２　交付時の注意事項

マニフェストの交付は、産業廃棄物の種類ごと、運搬車ごと、運搬先ごとに交付するのが原則です。また、１台の運搬車で複数の運搬先に運ぶ場合や、複数の運搬車で１つの運搬先に運ぶ場合には、運搬先の数だけもしくは運搬車の数だけマニフェストを交付する必要があります。

ただし、複数の運搬車に対して、運搬先が同じで、かつ、同時に引き渡される場合には、これらを１回の引渡しとしてマニフェストを交付することができます。

２－３　紙マニフェストの流れ（収集運搬業者が１社の場合）

⑴　１次マニフェストの流れ

①廃棄物引渡し

排出事業者は７枚複写の伝票（Ａ、Ｂ１、Ｂ２、Ｃ１、Ｃ２、Ｄ、Ｅ票）に必要事項を記入し、廃棄物の引渡しと同時に７枚すべてを収集運搬業者に渡します。このとき、収集運搬業者はマニフェストの内容を確認します。

収集運搬業者は、廃棄物を受け取った時に、受け取った伝票の「運搬の委託」欄に事業所名と運搬担当者名を記入し、Ａ票を排出事業者に返します。

②運搬終了

収集運搬業者は、廃棄物の運搬が終了した後、Ｂ１、Ｂ２、Ｃ１、Ｃ２、Ｄ、Ｅ票に運搬終了日を記入し、中間処理業者に廃棄物とともに渡します。

中間処理業者は、Ｂ１、Ｂ２、Ｃ１、Ｃ２、Ｄ、Ｅ票の「処分の受託」欄に事業所名と処分担当者名を記入し、Ｂ１、Ｂ２票を収集運搬業者に返します。

収集運搬業者は、Ｂ２票を運搬終了後10日以内に排出事業者に送付し、Ｂ１票を自らの控えとして保管します。

③処分終了

中間処理業者は、処分終了後、Ｃ１、Ｃ２、Ｄ、Ｅ票に処分終了日を記入し、処分終了後10日以内にＣ２票を収集運搬業者に、Ｄ票を排出事業者にそれぞれ送付し、Ｃ１票を自らの控えとして保管します。

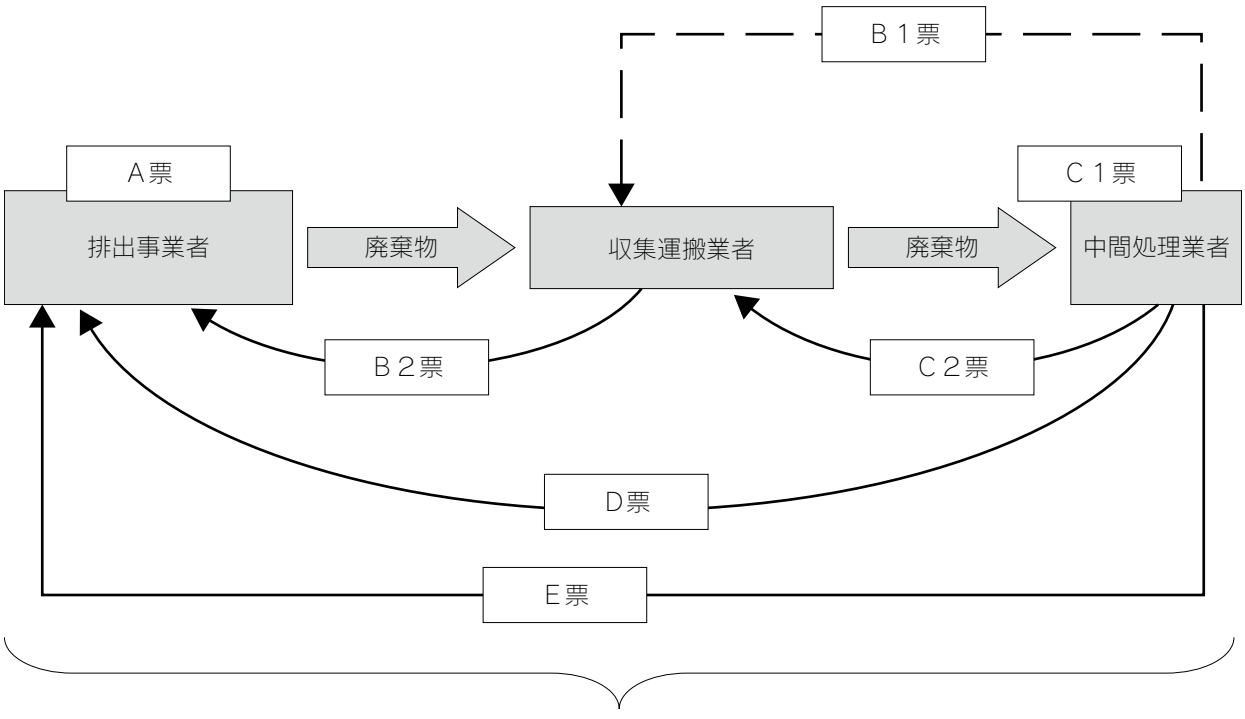

図３－１　１次マニフェスト

⑵　２次マニフェストの流れ

①廃棄物引渡し

中間処理業者が処分委託者として、マニフェストを交付します。交付の方法は１次マニフェストの①と同じです。

②運搬終了

収集運搬業者は、廃棄物の運搬が終了した後、Ｂ１、Ｂ２、Ｃ１、Ｃ２、Ｄ、Ｅ票に運搬終了日を記入し、最終処分業者に廃棄物とともに渡します。

最終処分業者は、Ｂ１、Ｂ２、Ｃ１、Ｃ２、Ｄ、Ｅ票の「処分の受託」欄に事業所名と処分担当者名を記入し、Ｂ１、Ｂ２票を収集運搬業者に返します。

収集運搬業者は、Ｂ２票を運搬終了後10日以内に中間処理業者に送付し、Ｂ１票を自らの控えとして保管します。

③最終処分終了

最終処分業者は、処分終了後、Ｃ１、Ｃ２、Ｄ、Ｅ票に処分終了日を記入し、処分終了後10日以内にＣ２票を収集運搬業者に、Ｄ票とＥ票を中間処理業者にそれぞれ送付し、Ｃ１票を自らの控えとして保管します。

④最終処分終了確認

中間処理業者は、委託した廃棄物の最終処分が終了した報告（２次マニフェストのＥ票）を受けたときは、最終処分が適正に行われた事を確認して１次マニフェストのＥ票に最終処分を行った場所の名称・所在地及び最終処分終了日を記入し、２次マニフェストのＥ票受領から10日以内に１次マニフェストのＥ票を排出事業者に送付します。

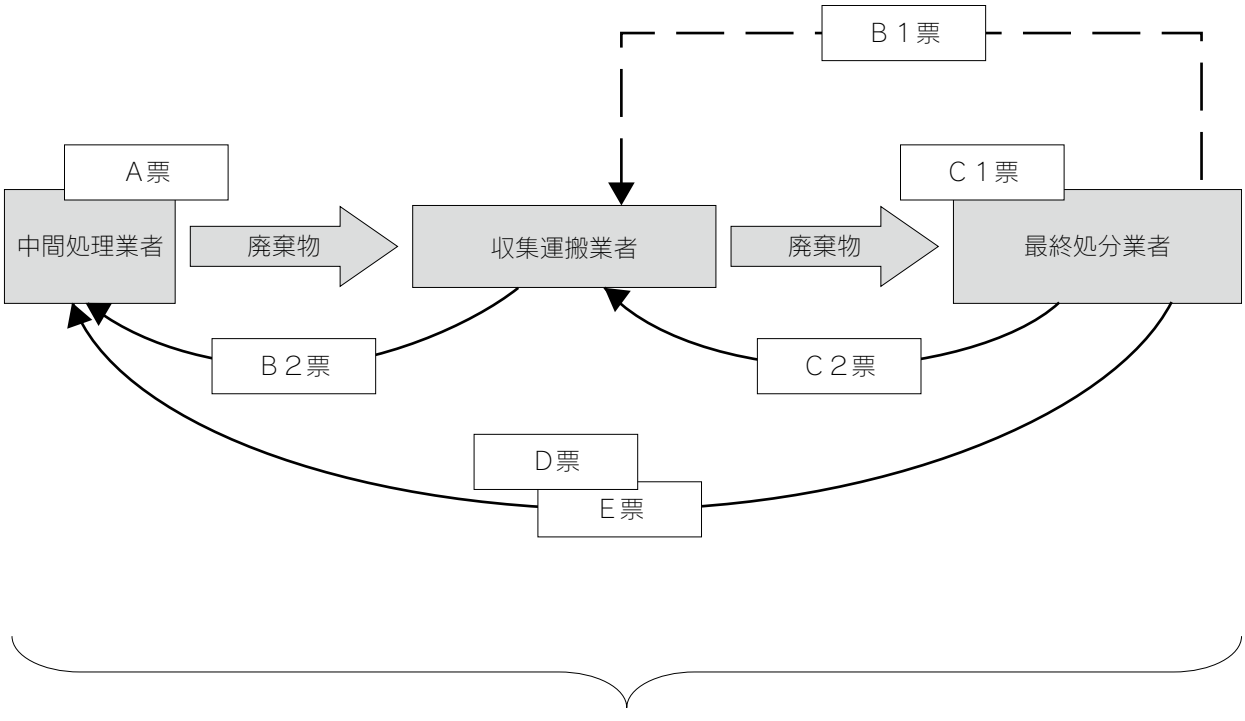

図３－２　２次マニフェスト

２－４　マニフェスト（Ａ票）記載事項

①マニフェストの交付年月日、交付番号及び整理番号

整理番号は、排出事業者がつける番号です。マニフェストを管理するために適切な番号としてください。

②排出事業者名と住所及び排出事業場の名称と住所

排出事業場は、廃棄物の排出場所を記載します。

③交付担当者の氏名

排出事業者の氏名や名称ではなく、実際にマニフェストを交付した者の氏名を記載します。

④産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類を記載します。石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を記載しなければなりません。また、これらの産業廃棄物は、他の廃棄物と区別して１枚のマニフェストで交付する必要があります。

⑤数量

数量を記載します。重量、体積、個数などその単位については限定されていません。

⑥産業廃棄物の荷姿

バラ、ドラム缶、ポリ容器など具体的に記載します。

⑦産業廃棄物の名称

廃棄物の具体的な名称を記載します。

⑧有害物質等

廃棄物に有害物質が含まれている場合、その有害物質名を記載します。

⑨処分方法

「焼却」、「破砕」、「管理型埋立」等の処分方法を記載します。

⑩備考・通信欄

廃棄物を扱う上での取扱い注意事項や、連絡事項等を記載します。

⑪中間処理産業廃棄物

１次マニフェストでは記載しません。２次マニフェストにおいて、処分委託者名（１次マニフェストを発行した者）と１次マニフェストの交付番号を記載します。

⑫最終処分の場所

中間処分残さの最終処分予定地を記載します。中間処理業者との委託契約書の中に書かれている最終処分予定地の名称及び住所を記載します。

⑬収集運搬受託業者名と住所、処分受託業者名と住所

⑭運搬先（処分場）の名称及び住所。積替え保管を行う場合は積替え保管先の名称と住所

⑮運搬担当者名

廃棄物を引渡したときに、収集運搬業者が会社名、担当者名の両方を記載します。

⑯照合確認

Ｂ２、Ｄ、Ｅ票が戻ってきたときに、受領した日を記載します。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

排出事業者控

交付年月日	①　年　月　日	交付番号		整理番号		交付担当者	氏名　③
事業者（排出者）	氏名又は名称 住所　〒　電話番号			② 事業場（排出事業場）	名称 所在地　〒　電話番号		

産業廃棄物 ④	☐ 種類（普通の産業廃棄物）		☐ 種類（特別管理産業廃棄物）		数量（及び単位）⑤	荷姿 ⑥
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら（有害）		
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油（有害）	☐ 7425 廃油（有害）		
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鉱さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥（有害）	産業廃棄物の名称 ⑦	
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸（有害）	☐ 7427 廃酸（有害）		
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ（有害）	有害物質等 ⑧	処分方法 ⑨
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ（有害）	☐ 7429 ばいじん（有害）		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物（有害）		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	備考・通信欄 ⑩	
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石綿等	☐	☐ 水銀使用製品産業廃棄物	
	☐ 1000 動植物性残さ	☐	☐ 7422 指定下水汚泥	☐	☐ 水銀含有ばいじん等	
	☐ 1100 ゴムくず	☐	☐ 7423 鉱さい（有害）	☐	☐ 石綿含有産業廃棄物	
					☐ 特定産業廃棄物	

中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号） ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり ⑪
最終処分の場所	名称／所在地／電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり ⑫

運搬受託者	氏名又は名称 住所　〒　電話番号 ⑬	運搬先の事業場（処分事業場）	名称 所在地　〒　電話番号 ⑭
処分受託者	氏名又は名称 住所　〒　電話番号	積替え又は保管	名称 所在地　〒　電話番号

運搬の受託	（受託者の氏名又は名称） （運搬担当者の氏名） ⑮	（受領欄）	運搬終了年月日　年　月　日	有価物拾集量	数量（及び単位）
処分の受託	（受託者の氏名又は名称） （処分担当者の氏名）	（受領欄）	処分終了年月日　年　月　日	最終処分終了年月日	年　月　日
最終処分を行った場所	名称／所在地／電話番号　（委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号）				

（直行用）

照合確認 ⑯

B２票	年	月	日
D　票	年	月	日
E　票	年	月	日

複製を禁じます
類似品にご注意ください

■直行用マニフェスト記入例

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

排出事業者控

交付年月日	2025 年 5 月 20 日	交付番号	2000000021 5	整理番号	交付担当者 氏名 田中　○

事業者（排出者）
氏名又は名称：○× 建設㈱
住所 〒330−0001 電話番号 048−777−○○○○
埼玉県さいたま市△×区１−２−３

事業場（排出事業場）
名称：○△ ビル新築工事
所在地 〒330−0002 電話番号 048−999−0000
埼玉県さいたま市○○区５−６−７

産業廃棄物

種類（普通の産業廃棄物）

☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら（有害）
☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油（有害）	☐ 7425 廃油（有害）
☐ 0300 廃油	☐ 1400 鉱さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥（有害）
☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸（有害）	☐ 7427 廃酸（有害）
☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ（有害）
☑ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ（有害）	☐ 7429 ばいじん（有害）
☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物（有害）
☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等
☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石綿等	
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥	
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鉱さい（有害）	

数量（及び単位）：４ t
荷姿：コンテナ
産業廃棄物の名称：梱包材
有害物質等：
処分方法：破砕
備考・通信欄
☐ 水銀使用製品産業廃棄物
☐ 水銀含有ばいじん等
☐ 石綿含有産業廃棄物
☐ 特定産業廃棄物

中間処理産業廃棄物
管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）
☐ 帳簿記載のとおり
☐ 当欄記載のとおり

最終処分の場所
名称／所在地／電話番号
☑ 委託契約書記載のとおり
☐ 当欄記載のとおり

運搬受託者
氏名又は名称：㈲△△運輸
住所 〒331−0001 電話番号 048−666−××××
埼玉県さいたま市△△区△△７−８−９

運搬先の事業場（処分事業場）
名称：○○企業○× リサイクルセンター
所在地 〒365−1111 電話番号 048−444−××××
埼玉県○○郡○×町○○１−２３

処分受託者
氏名又は名称：○○企業㈱
住所 〒365−0000 電話番号 048−222−××××
埼玉県△□市□△町３−２−５

積替え又は保管
名称：
所在地 〒　電話番号：

運搬の受託	（受託者の氏名又は名称）（運搬担当者の氏名）	（受領欄）	運搬終了年月日	年 月 日	有価物拾集量　数量（及び単位）
処分の受託	（受託者の氏名又は名称）（処分担当者の氏名）	（受領欄）	処分終了年月日	年 月 日	最終処分終了年月日　年 月 日

最終処分を行った場所
名称／所在地／電話番号　（委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号）

（直行用）

照合確認
B２票　年 月 日
D 票　年 月 日
E 票　年 月 日

複製を禁じます
類似品にご注意ください

■積替用マニフェスト記入例

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

排出事業者控

交付年月日	2025 年 5 月 2 日	交付番号	2000000002 0	整理番号	交付担当者 氏名 中村 □
事業者（排出者）	氏名又は名称 ㈱凹凸建設 住所 〒330－1111 電話番号 048－00－0000 埼玉県さいたま市△△区１－２－３	事業場（排出事業場）	名称 ○○マンション新築工事 所在地 〒330－2222 電話番号 048－744－5555 埼玉県さいたま市○○区４－５－６		
産業廃棄物	種類 廃プラスチック類 産業廃棄物の名称 梱包材、その他		数量（及び単位） 1.2 t 有害物質等		荷姿 バラ 処分方法 安定型埋立
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号） □ 帳簿記載のとおり　□ 当欄記載のとおり				
最終処分の場所	名称／所在地／電話番号 □ 委託契約書記載のとおり　☑ 当欄記載のとおり　〒020-0000 岩手県□△郡 ○×環境（株） △□最終処分場 電話番号 0194－55－×××××				
運搬受託者（区間１）	氏名又は名称 △△陸送 住所 〒331－0000 電話番号 048－000－0000 埼玉県さいたま市区○△４－５－６	運搬先の事業場 □ 処分施設 ☑ 積替保管	名称 △△陸送 ×× 積替保管所 所在地 〒331－0000 電話番号 048－111－××××		
運搬受託者（区間２）	氏名又は名称 □□環境 住所 〒331－0000 電話番号 048－000－0000 埼玉県□○市○△７－８－９	運搬先の事業場 ☑ 処分施設 □ 積替保管	名称 上記最終処分の場所と同じ 所在地 〒 電話番号 〃		
運搬受託者（区間３）	氏名又は名称 住所 〒 電話番号	運搬先の事業場 □ 処分施設 □ 積替保管	名称 所在地 〒 電話番号		
処分受託者	氏名又は名称 ○× 環境㈱ 住所 〒020－1111 電話番号 0194－55－×××× 岩手県○×市○○３－３－３	積替え又は保管	名称 所在地 〒 電話番号		
運搬の受託（区間１）	（受託者の氏名又は名称） （運搬担当者の氏名）	（受領欄）	運搬終了年月日 年 月 日	有価物拾集量	数量（及び単位）
運搬の受託（区間２）	（受託者の氏名又は名称） （運搬担当者の氏名）	（受領欄）	運搬終了年月日 年 月 日	有価物拾集量	数量（及び単位）
運搬の受託（区間３）	（受託者の氏名又は名称） （運搬担当者の氏名）	（受領欄）	運搬終了年月日 年 月 日	有価物拾集量	数量（及び単位）
処分の受託	（受託者の氏名又は名称） （処分担当者の氏名）	（受領欄）	処分終了年月日 年 月 日	最終処分終了年月日	年 月 日
最終処分を行った場所	名称／所在地／電話番号　（委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号）				
備考・通信欄					

照合確認

B２票	年	月	日
B４票	年	月	日
B６票	年	月	日
D 票	年	月	日
E 票	年	月	日

（積替用）

複製を禁じます
類似品にご注意ください

３　紙マニフェストの管理

３－１　排出事業者

マニフェストのＢ２、Ｄ票は交付から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内、Ｅ票は180日以内に、委託業者から返送してもらわなくてはなりません。

上記の期日までに返送されない場合は処理の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じるとともに、30日以内に措置内容を各都道府県知事（政令市長）に報告する必要があります。〔法第12条の３第８項〕

もし、廃棄物が処理されていない場合は委託契約を解除し、他の処理業者に処理を委託するなど、適切な対応をする必要があります。

返送されてきたマニフェスト（Ｂ２、Ｄ、Ｅ票）をＡ票と照合して処分の状況を確認します。Ａ票及び返送されたマニフェストは、交付及び返送された日から５年間保存します。

３－２　処理業者

⑴　収集運搬業者

処分業者から返送されたＣ２票は、送付を受けた日から５年間保存します。

⑵　中間処理業者

中間処理後、再生利用などで最終処分業者に委託しない場合は、中間処理業者がＥ票に必要事項を記載して排出事業者へ送付します。

Ｃ１票は、排出事業者へＤ票を送付した日から５年間、２次マニフェストを交付した場合は２次マニフェストのＡ、Ｂ２、Ｄ、Ｅ票を、送付を受けた日から５年間保存します。

⑶　最終処分業者

①中間処理業者から処分を受託した場合

中間処理業者から引き受けた産業廃棄物の処分が終了した後10日以内に、２次マニフェストのＣ２票を収集運搬業者に、Ｄ、Ｅ票を中間処理業者に送付します。Ｃ１票は中間処理業者に送付した日から５年間保存します。

②排出事業者から直接最終処分を受託した場合

排出事業者から引き受けた産業廃棄物の処分が終了した後、処分日から10日以内に処分終了日及び担当者名を記載したマニフェストのＣ２票を収集運搬業者に、Ｄ、Ｅ票を排出事業者に送付します。Ｃ１票は排出事業者に送付した日から５年間保存します。

表３－１　保存するマニフェストの種類と保存期間

事業者	保存するマニフェストの種類		保存期間
	１次マニフェスト	２次マニフェスト	
排出事業者	Ａ、Ｂ２、Ｄ、Ｅ		５年
収集運搬業者（Ａ）	Ｃ２		
中間処理業者	Ｃ１	Ａ、Ｂ２、Ｄ、Ｅ	
収集運搬業者（Ｂ）		Ｃ２	
最終処分業者	Ｃ１（排出事業者から直接委託を受けた場合）	Ｃ１	

４　電子マニフェスト

４－１　電子マニフェストとは

電子マニフェストとは、パソコンや携帯電話などインターネットを経由し、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターを利用してマニフェスト情報を電子化し、廃棄物の流れを確認する仕組みです。

４－２　電子マニフェストへのアクセス

情報処理センターへのアクセス方法は、次の２通りの中から自由に組み合わせて利用することができます。

詳しくは、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページで確認してください。

JWセンター URL：https://www.jwnet.or.jp/index.html

JWnet URL：https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html

表３－２　電子マニフェストへのアクセス方法

アクセス方法	仕組み	特徴
Ｗｅｂ方式	インターネットを利用して情報処理センターにアクセスする仕組み	・１つの加入者番号で複数のパソコンからアクセス可能 ・１つのパソコンで複数の加入者番号を利用可能 ・ソフトのインストールが不要
ＥＤＩ方式	情報処理センターが指定する通信手段等によりアクセスする仕組み	・ＡＳＰ事業者等が提供するシステムの利用が可能

※ＡＳＰ事業者：業務用のアプリケーションソフトをインターネットを利用して、顧客にレンタルする事業者

４－３　電子マニフェストの運用形態

電子マニフェストシステムを利用するには、排出事業者、委託先の収集運搬業者及び処分業者の３者が、電子マニフェストを導入している必要があります。３者のうち１者でも導入していない場合は、電子マニフェストを利用することはできません。

運用形態は紙マニフェストと併用する方法を入れ、次の３通りあります。

・１次、２次とも電子マニフェスト

・１次が電子マニフェスト、２次が紙マニフェスト

・１次が紙マニフェスト、２次が電子マニフェスト

４－４　電子マニフェストの流れ

⑴　１次、２次ともに電子マニフェストの場合

①排出事業者は、廃棄物の引渡しから３日以内にマニフェスト情報の登録を行います。委託した廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名及び事業場名等必要情報を入力し、情報処理センターに送信します。

②収集運搬業者、中間処理業者はそれぞれ運搬終了、処分終了から３日以内に終了報告を行います。情報処理センターは報告を受けたらそれを排出事業者に通知します。

③中間処理業者が２次マニフェストを交付する場合は①、②と同じ手順で行います。

④最終処分業者が情報処理センターに処分終了報告を行うと、情報処理センターから排出事業者と中間処理業者に最終処分終了が通知されます。

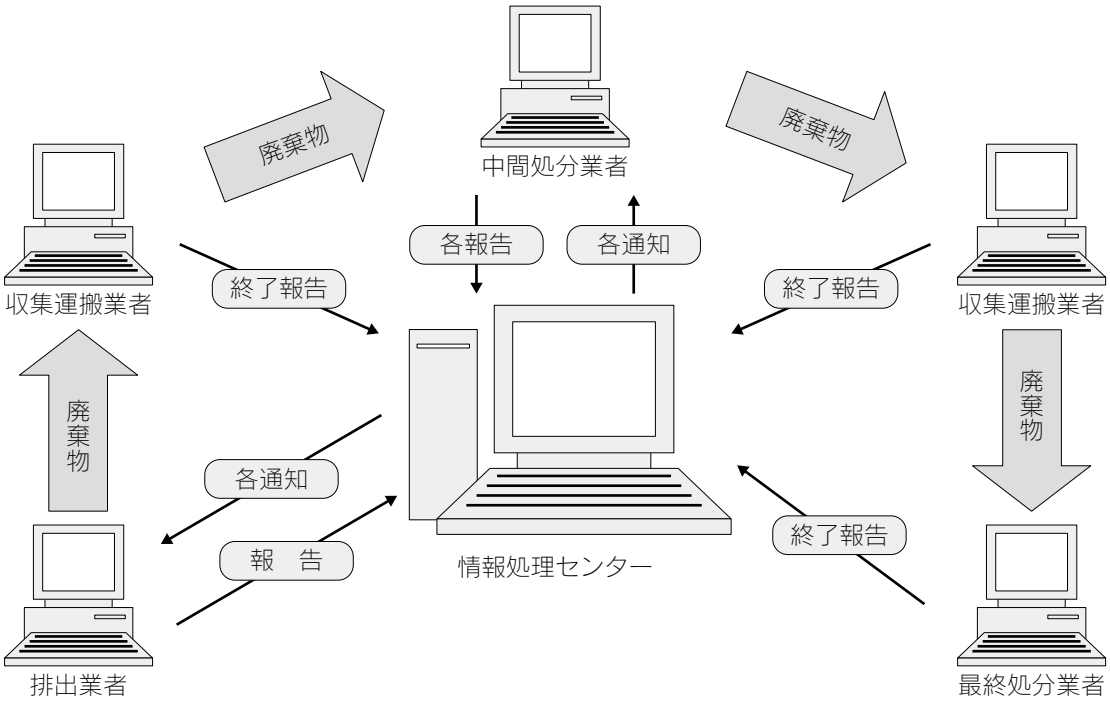

図３－３　１次、２次ともに電子マニフェストの場合

⑵　１次が電子マニフェスト、２次が紙マニフェストの場合

①排出事業者は、廃棄物の引渡しから３日以内にマニフェスト情報の登録を行います。委託した廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名及び事業場名等、必要情報をパソコン等で入力し、情報処理センターに送信します。

②収集運搬業者、中間処理業者はそれぞれ運搬終了、処分終了から３日以内に終了報告を行います。情報処理センターは報告を受けたらそれを排出事業者に通知します。

③中間処理業者は、中間処理産業廃棄物の処理を委託する場合には２次紙マニフェストを交付します。交付方法は通常の２次紙マニフェストと同じです。

④中間処理業者は、最終処分業者から２次マニフェストのＥ票の送付を受けたら最終処分終了を情報処理センターに報告します。情報処理センターは、最終処分終了の報告を受けたら、排出事業者に処分終了を通知します。

４－５　電子マニフェストの特徴

⑴　事務処理の効率化

・パソコンや携帯電話などによる簡単な入力操作で登録・報告ができます。
・パソコンで廃棄物の処理状況を的確に把握出来るため、照合・確認作業が簡単に行えます。
・マニフェスト情報を自由に活用でき、帳簿の作成等が簡単に行えます。
・情報処理センターが保管・管理するため、事業者がマニフェストを５年間保存する必要がありません。

⑵　法令の遵守

・法で定める登録・報告項目をシステムで確認しているため、必要事項の記入漏れの恐れがありません。
・排出事業者の処理期限確認日が近づくと注意を喚起する等、法に遵守した運用が行いやすくなっています。

⑶　データの透明性

・マニフェストデータは情報処理センターが管理・保管するので変更・取消しなどの履歴も記録されます。

⑷　都道府県知事（政令市長）への報告

・都道府県知事（政令市長）よりマニフェスト情報の報告を求められた場合、電子マニフェストを使用した分に関しては情報処理センターが都道府県知事（政令市長）に報告します〔法第12条の５第８項〕。
　詳しくは「７　産業廃棄物管理票交付等状況報告書について」で説明します。

４－６　電子マニフェストの義務化

平成29年の法改正により、令和２年４月１日から前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が年間50トン以上の事業場を設置している排出事業者は、当該事業場から生じる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されます。

義務対象者が、登録することが困難な場合に該当しないにも関わらず、紙マニフェストを交付した場合は、罰則の対象となります。

罰則の内容については、「６　マニフェストの交付義務・記載義務等違反にかかわる罰則（PCB廃棄物を除く。法第27条の２）」を参照してください。

５　マニフェストの交付が必要ない場合

産業廃棄物を委託する場合にはマニフェストを交付しなければなりませんが、例外的に次の場合は交付する必要はありません〔規則第８条の19〕。

・産業廃棄物の処理を行政に委託する場合
・港湾管理者に廃油の処理を委託する場合
・古紙、くず鉄、空きビン類、古繊維等の専ら再生利用の目的となるもの（専ら物）のみの処理を専ら物取扱い業者に委託する場合
・環境大臣の認定（再生利用や広域的処理）を受けている業者に認定に係る処理を委託する場合
・再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めている指定処理業者に指定に係る処理を委託する場合
・運搬用パイプラインを用いて処理を行う処理業者に処理を委託する場合（下水道汚泥など）。

などが挙げられます。

以上のようなマニフェストの交付義務がない場合でも、排出事業者責任が無くなることはありませんので、注意が必要です。

６　マニフェストの交付義務･記載義務等違反にかかわる罰則〔法第27条の2〕

次の義務違反及びその他のマニフェストに関する違反をした場合には罰則が適用されます。マニフェストの義務違反にかかわる罰則は、平成29年法改正により「６月以下の懲役又は50万円以下の罰金」から「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引き上げられています。

また、平成22年法改正により、マニフェストの写し（Ａ票）も５年間保存しなければならなくなりました。

・排出事業者のマニフェストの不交付、規定する事項を記載しない、虚偽記載交付、運搬受託者、処分受託者から送付されたマニフェスト（Ｂ２、Ｄ、Ｅ票）又はその写し（Ａ票）を保存しなかった場合
・運搬受託者が運搬終了のマニフェスト（Ｂ２票）を排出事業者に送付しない、規定する事項を記載しない、虚偽記載交付、処分受託者にマニフェストを回付しない、又は処分受託者から送付された処分終了のマニフェスト（Ｃ２票）を保存しなかった場合
・処分受託者が処分終了のマニフェスト（Ｃ２、Ｄ、Ｅ票）を排出事業者及び運搬受託者に送付しない、規定する事項を記載しない、虚偽記載交付、マニフェストの交付者及び回付者に送付した処分終了の管理票（Ｃ１票）を保存しない、又は中間処理産業廃棄物の処理を委託したとき２次マニフェスト（Ａ、Ｂ２、Ｄ、Ｅ票）を保存しなかった場合
・マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、運搬受託者又は処分受託者が産業廃棄物の引渡しを受けた場合
・電子マニフェスト使用義務対象者が、電子マニフェストに登録することが困難な場合に該当しないにも関わらず、紙マニフェストを交付した場合

などが挙げられます。

7　産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した者は、毎年６月30日までに、前年度のマニフェストの交付状況などに関して報告書を作成し、事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市長）に提出しなければなりません〔法第12条の３第７項〕。

７－１　報告内容

⑴　排出事業場の名称・所在地・電話番号

工事現場のように設置期間が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場を１事業場としてまとめて報告してください。

⑵　排出事業場で行われる事業の業種

日本標準産業分類における事業区分（中分類）に準拠します。複数の事業を行っている場合は、主たる事業に該当する項目を記入してください。

⑶　マニフェストを交付した産業廃棄物の種類・排出量（ｔ）・交付枚数

排出量の単位は「ｔ（トン）」で記入してください。「ｔ（トン）」以外で交付している場合には、「ｔ（トン）」に換算して報告してください。

⑷　運搬受託者（収集運搬業者）の許可番号・氏名又は名称

⑸　運搬先の住所

⑹　処分受託者（中間又は最終処分業者）の許可番号・氏名又は名称

⑺　処分場所の住所

運搬先の住所と処分場所の住所が同じ場合には省略してもかまいません。

７－２　対象事業者

マニフェストの交付枚数及び排出量に関わらず、１枚でもマニフェストを交付した事業者（排出事業者、中間処理業者等）が対象となります。

ただし、電子マニフェストを利用した分に関しては、情報処理センターが報告しますので、排出事業者は報告する必要がありません。

７－３　対象期間及び提出期日

毎年、前年度の４月１日から３月31日までの期間に交付したマニフェストについて、６月30日までに排出事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市長）に提出します。

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（　　年度）

年　　月　　日

さいたま市長殿

報告者
住　　所
氏　　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１２条の３第７項の規定に基づき、　　年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業種	
事業場の所在地	電話番号		

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備　考
1　この報告書は、前年４月１日から３月３１日までに交付した産業廃棄物管理票について６月３０日までに提出すること。
2　同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が２以上ある場合には、これらの事業場を１事業場としてまとめた上で提出すること。
3　産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4　業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること
6　処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
7　区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格　Ａ列４番）

図３－４　産業廃棄物管理票交付等状況報告書

第４章　帳簿

1　帳簿備え付けの義務

次に掲げる事業場を設置する事業者は、産業廃棄物の適正処理を推進するため帳簿を備え、産業廃棄物の処理に関する事項を記載しなければなりません〔法第12条第13項及び第12条の２第14項〕。

①法第15条第１項に規定する産業廃棄物処理施設を設置して、事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を自ら処理する事業場
②前項の産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場
③事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら処分又は再生する事業場
④事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場
⑤法第12条の７第１項の認定を受けた者

これらに該当しない事業場では帳簿を備える義務はありませんが、産業廃棄物の処理状況を適正に管理する手段として、また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の作成が容易になるため、法の規定に準じた帳簿の作成をお勧めします。

2　記載事項及び帳簿の管理

帳簿には、その事業場における産業廃棄物の処理に関して、産業廃棄物の種類ごとに（石綿含有産業廃棄物、水銀使用産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等又は法第12条の７第１項の認定に係る産業廃棄については別に）次の事項を記載します〔規則第８条の５、第８条の18〕。

⑴　上記①、②を設置する事業者が処分（再生）する場合

表４－１　帳簿の記載事項（⑴の場合）

１　処分年月日 ２　処分方法ごとの処分量 ３　処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

⑵　上記③を設置する事業者が処分又は上記④の事業者で自ら処理する場合

表４－２　帳簿の記載事項（⑵の場合）

運搬	１　産業廃棄物（上記③の場合）又は特別管理産業廃棄物（上記④の場合）を生じた事業場の名称及び所在地 ２　運搬年月日 ３　運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ４　積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	１　産業廃棄物※の処分を行った事業場の名称及び所在地（※④の場合は特別管理産業廃棄物） ２　処分年月日 ３　処分方法ごとの処分量 ４　処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

⑶　上記⑤の法12条の７第１項の認定を受けた者の場合

別途ご相談ください。

以上は、法で規定された記載事項ですが、このほかに、次の事項を適宜記載しておくことで、法第12条の３第７項の規定に基づく産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の作成、マニフェスト受領（処理委託完了）の確認が容易になります。

○マニフェスト交付番号
○マニフェスト（Ｂ２、Ｄ、Ｅ票）の受領年月日、又は運搬・処分の完了年月日
○運搬受託者の氏名又は名称、住所、許可番号
○処分受託者の氏名又は名称、住所、許可番号

また、帳簿の管理は次のように行います。

表４－３　帳簿の管理

備 付 け	事業場ごとに備える
記　　載	当月の処理について、翌月末までに記載する
閉　　鎖	１年ごとに閉鎖する
保存期間	閉鎖後５年間、事業場ごとに保存する

一方、帳簿の作成については、交付した紙マニフェスト又は電子マニフェストを使用した際の受け渡し確認票が記載事項を網羅していればこれらを時系列的に保存（ファイリング）することで代用することができます。また、電子マニフェストの場合はそのデータを事業場の電子機器に保存することをもって備え付けているものとみなします。

３　帳簿の作成例

帳簿を作成するにあたっては、様式は特に規定されていません。ここでは、参考として③から発生する場合で、本市が推奨する２通りの作成例を例示します。例２は③で処理を委託している場合です。

運搬のみ、処分のみを処理業者に委託した場合は、例１と例２を組み合わせて作成することとなります。

帳簿（2025年度）　〈がれき類〉

運搬						処分						備考
産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地	運搬年月日	運搬方法	運搬先	運搬量(t)	積替保管場所ごとの排出量(t)	処分を行った事業場の名称及び駐在地	処分年月日	処分方法	処分量(t)	処分後の持出先	持出量(t)	
さいたまビル解体現場 さいたま市浦和区常盤 〇－〇－〇	2025.4.1	10tダンプ	さいたま事業所	7		さいたま事業所	2025.4.2	破砕	7	浦和ビル建設現場	7	

車両・船舶等の型等を記載

運搬先へ運搬する途中で積替え又は保管を行った場合のみ記載

焼却、破砕、熱分解等と記載

処分した後の残さを、製品原料等として自ら利用したり、売却等した場合、その持出先を記載

表４－４〈例１〉③を設置する事業者が処分する場合

帳簿（2025年度）　〈感染性産業廃棄物〉

運搬								処分								備考
特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地	運搬年月日(A票交付日)	受託者の氏名又は名称及び住所及び許可番号	運搬方法	運搬先	運搬量(kg)	B2票受領日	積替保管場所ごとの排出量(kg)	処分を行った事業場の名称及び所在地及び許可番号	処分年月日	処分方法	処分量(kg)	処分後の持出先	持出量(kg)	D票受領日	E票受領日	
さいたま病院 さいたま市浦和区 常盤〇－〇－〇	2025.4.1	㈱大宮運輸 さいたま市大宮区〇－〇－〇 10100------	冷　凍 冷蔵車	さいたま興業㈱ さいたま処理場	5	2025.4.5		さいたま興業㈱ さいたま処理場 さいたま市大宮区 〇－〇－〇 10170------	2025.4.2	焼却	5	さいたま センター㈱	2	2025.4.10	2025.4.30	

車両・船舶等の型等を記載

運搬先へ運搬する途中で積替え又は保管を行った場合のみ記載

焼却、破砕、熱分解等と記載

処分した後の残さを、製品原料等として自ら利用したり、売却等した場合、その持出先を記載

表４－５〈例１〉④の事業者で処理を委託している場合

第５章　法の改正について

廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法は数次にわたり、改正されてきました。

これまでの改正により、排出事業者の責任強化、不法投棄等の罰則強化、廃石綿等や石綿含有産業廃棄物の処理基準等の明確化など、不法投棄や不適正処理を防止するための規制強化が進められています。

近年、アスベストによる健康被害が深刻化していることから、平成18年の廃棄物処理法施行令及び施行規則改正により、石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）の処理基準が明確化され、廃石綿等と石綿含有産業廃棄物の溶融施設が新たに産業廃棄物処理施設に規定されました（「巻末資料」参照）。

平成19年の廃棄物処理法施行令の一部改正では、産業廃棄物である「木くず」の範囲が変更となり、物品賃貸業に係る木くずと貨物の流通のために使用されたパレットに係る木くずが追加されました。

平成21年の廃棄物処理法の改正では、ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を促進するため、無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物として微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等が追加され、認定基準等が定められました。また、ＰＣＢ廃棄物の焼却施設の維持管理の技術上の基準として、排ガス及び放流水中のＰＣＢ量の測定に関する規定並びにこれらの記録の閲覧や記録する事項について追加されました。

平成22年の改正では、排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、産業廃棄物処理業の優良化の推進、排出抑制の徹底、適正な循環的利用の確保、焼却時の熱利用の促進、産業廃棄物収集運搬業許可の合理化、不法投棄等に係る罰則の強化等を柱とする総合的な対策がとられています。

平成27年の改正では、水銀による地球規模での環境汚染を防止する「水銀に関する水俣条約」が採択されたことに伴い、廃水銀等を新たに特別管理産業廃棄物に指定するとともに、処理・保管の基準が追加されました（「巻末資料」参照）。

平成29年改正では廃棄物の不適正処理への対応の強化、有害使用済機器の適正な保管等の義務付け、二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例制度が創設されました。

以下に、平成29年の法改正について、概要を掲載します。

⑴　廃棄物の不適正処理への対応の強化

①許可を取り消された者等に対する措置の強化

都道府県知事等は、廃棄物処理業の許可を取り消された者等が廃棄物の処理を終了していない場合に、これらのものに対して必要な措置を命じること等ができる制度の創設。

②マニフェスト制度の強化

特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者（※）に、紙マニフェストの交付に代えて電子マニフェストの使用を義務付け。（（※）当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上（PCB廃棄物を除く）の事業場を設置する事業者　施行期日：令和2年4月1日）

また、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則が強化。

⑵　有害使用済機器の適正な保管等の義務付け

人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済機器）についての制度の創設。

①これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け

②処理基準違反があった場合における命令等の措置の追加等の措置。

⑶　二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例の創設

二以上の事業者（親子会社等）が一体的な経営を行うものである等の要件に該当する旨の都道府県知事等の認定を受けた場合には、当該二以上の事業者は、廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に二以上の事業者間で産業廃棄物の処理を行うことができる制度の創設。

主な改正内容

平成３年の主な改正
- ○罰則の強化
- ○委託基準の強化（書面による契約等を追加）
- ○マニフェスト制度の創設（特別管理産業廃棄物に限定）

平成９年の主な改正
- ○罰則の強化
- ○マニフェスト制度の拡充及び電子化
- ○排出事業者の責任強化
- ○監視取締りの徹底及び広域化

平成12年の主な改正
- ○排出事業者責任の徹底とそのための規制強化
- ○マニフェスト制度の強化
- ○措置命令、罰則の強化
- ○野外焼却の禁止

平成15年の主な改正
- ○不法投棄の未然防止等の措置
- ○不法投棄等に係る罰則の強化（未遂罪の創設）
- ○悪質な処理業者への対応のさらなる厳格化

平成16年の主な改正
- ○罰則の強化（不法投棄目的の収集運搬）
- ○不適正処理事案の解決のための国の役割強化
- ○指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の不適正処理の禁止
- ○運搬車両への表示と書類携帯の義務化
- ○ＰＣＢ廃棄物に関する事項について

平成17年の主な改正
- ○マニフェスト虚偽記載等の罰則強化
- ○マニフェスト記載項目の追加
- ○マニフェスト違反に係る措置の拡充

平成18年の主な改正
- ○廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理基準等の明確化
- ○マニフェスト交付等状況報告書の提出義務化
- ○産業廃棄物処理委託契約書への法定記載事項の追加

平成19年の主な改正
- ○産業廃棄物の「木くず」の範囲変更（拡大）

平成21年の主な改正
- ○無害化処理の対象として微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等の追加
- ○ＰＣＢ廃棄物焼却施設の維持管理技術上の基準の追加

平成22年の主な改正
- ○排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化
- ○廃棄物処理施設の維持管理対策の強化
- ○廃棄物処理業の優良化の推進等
- ○排出抑制の徹底
- ○適正な循環的利用の確保
- ○焼却時の熱利用の促進
- ○収集運搬業の許可の合理化

平成25年の主な改正
- ○1,4－ジオキサンに係る特別管理産業廃棄物への追加
- ○1,1－ジクロロエチレン（特別管理産業廃棄物）の基準の変更

平成27年の主な改正
- ○廃水銀等の特別管理産業廃棄物への追加
- ○廃水銀等の処理・保管基準の追加

平成28年の主な改正
- ○トリクロロエチレンについて特別管理産業廃棄物の判定基準の改正

平成29年の主な改正
- ○廃棄物の不適正処理への対応の強化
- ○有害使用済機器の適正な保管等の義務付け
- ○二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の創設

巻末資料

1 石綿廃棄物の取扱い

⑴ 廃石綿等（特別管理産業廃棄物）

廃石綿等とは、廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれがあるものとして次に掲げる事業等により発生したものが該当します。

① 石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）

② 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設

③ 事業活動に伴って生じたものであって、輸入されたもの

収集・運搬する場合、「運搬車及び運搬容器は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること」等、特別管理産業廃棄物に共通の基準が適用されます。

中間処理する場合、廃石綿等の処分又は再生の方法は、溶融による方法又は無害化処理とされています。中間処理（溶融又は無害化処理）したものを埋立処分する場合は通常の産業廃棄物の処分基準が適用されます。廃石綿等を直接埋立処分する場合は、特別管理産業廃棄物としての処分基準が適用され、大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重に梱包し、埋立処分は最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿が分散しないように行うこととなっています。また、海洋投入処分は禁止されています。

また、特別管理産業廃棄物の処理に関連する排出事業者、収集運搬業者及び処分業者や地方自治体の行政担当者向けに、廃石綿等に関する法的手続や保管、収集・運搬、中間処理、最終処分までの手順及び基礎知識や関係法令等について整理しまとめたものとして次のものがあります。

「石綿含有廃棄物等処理マニュアル （第３版）令和３年３月」 環境省環境再生・資源循環局
「特別管理廃棄物シリーズⅡ　廃石綿等処理マニュアル」（平成５年３月発行） 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室　監修 財団法人廃棄物研究財団　編 化学工業日報社　発行

出典：環境省ホームページ「廃棄物処理法における廃石綿等の基準等について」

⑵　石綿含有産業廃棄物

アスベスト成形板等、通常の取扱いでは、飛散のおそれのないもので、工作物（建築物を含む）の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿を重量比0.1％以上含有するものが該当します。

排出事業者が、建築物の解体現場等において石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合は法では次の措置を講じることが義務付けられています。

① 石綿含有産業廃棄物を保管している旨を記載した掲示板を設けること。

② 石綿含有産業廃棄物がその他のものと混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講じること。

③ シートで覆うこと、梱包すること等飛散防止のために必要な措置を講じること。

また、収集又は運搬を行う場合には、石綿含有廃棄物を破砕することのないようにし、他の廃棄物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講じなければなりません。また、石綿含有廃棄物が飛散しないよう梱包し、又はシートで覆う等の措置を講じることとしています。収集又は運搬のために運搬車両等に積み込む際に運搬車両に比べ石綿含有廃棄物が大きい等によりやむを得ず破砕又は切断が必要な場合には、石綿含有廃棄物が飛散しないように、散水等により十分に湿潤化した上で、積込みに必要な最小限度の破砕又は切断を行うこととなっています。

処分又は再生に当たっては、石綿の飛散防止を確保するため、破砕又は切断を原則として禁止するとともに、他の廃棄物と混合されることで破砕又は切断が行われることのないよう、他の廃棄物と区分して保管することとされています。

なお、さいたま市では平成20年３月に「石綿含有産業廃棄物の収集運搬又は積替え保管に関する指導方針」を定め、排出事業者が保管を行う場合に、更に次の措置を講じるよう義務付けています。

・その材質が容易に破損せず、かつ、内容物の状況が確認できる半透明又は透明の物で梱包又は石綿含有産業廃棄物であることを容器外側に表示した容器に入れ、かつ、シートで覆う等の措置を講じること。

また、排出事業者や収集運搬業者が石綿含有産業廃棄物を収集運搬する場合には、上記措置を講じたうえで、梱包した石綿含有産業廃棄物は、検査など必要がある場合を除き開梱しないようにしなければなりません。

表　石綿廃棄物の取扱い

	レベル１ （発じん性:著しく高い）	レベル２ （発じん性：高い）	レベル３ （発じん性:比較的低い）
	吹付け石綿	耐火被覆板（ケミカル板２種)、断熱材（煙突、屋根折板)、保温材（配管エルボ、ボイラー）	スレート、石綿含有岩綿吸音板、Pタイル、ケイカル板１種、サイジング、石綿セメント板、石綿含有仕上塗材等
廃棄物の種類 （廃棄物処理法第１条の２、第２条、法施行規則第７条の２の３）	廃石綿等 （特別管理産業廃棄物）		石綿含有産業廃棄物 （廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類等)、汚泥※
特別管理産業廃棄物管理責任者設置 廃棄物処理法第12条の２	○ 報告必要 （さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第24条第２項）		×

※令和３年３月に環境省の「石綿マニュアル」が改訂され、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、除去された工法により「石綿含有廃棄物である汚泥」に該当する場合があることが明記されました。

2　さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則

特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き（事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む)、変更し、又は廃止した日から30日以内に「特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更・廃止報告書」を市長に提出しなければなりません〔第24条第２項〕。

以下の事業者は、毎年６月30日までに、その年の３月31日以前の１年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関する事項を記載した「産業廃棄物処理実績報告書」等を市長に提出しなければなりません。

⑴　法第15条第１項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設を設置する事業場を設置している事業者〔第24条第３項〕

⑵　産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者（積替え又は保管を行う者に限る。）及び産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業者〔第24条第４項〕

3 水銀廃棄物について

水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護することを目的とした「水銀に関する水俣条約」が平成25年10月に採択され、それに伴う法改正により水銀廃棄物に関する規制が強化されました。

水銀廃棄物に関する区分は以下のように、新たに定義されました。

<table>
<tr><td>廃金属水銀等</td><td colspan="2">水銀汚染物</td><td>水銀使用製品廃棄物</td></tr>
<tr><td colspan="2"><u>特別管理産業廃棄物</u></td><td colspan="2"><u>産業廃棄物</u></td></tr>
<tr><td>廃水銀等

・特定施設において生じた廃水銀等
・水銀等が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀</td><td>水銀を含む特別管理産業廃棄物

・特定の施設から排出されるもので水銀の溶出量が判定基準を超過するもの</td><td>水銀含有ばいじん等

・ばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さいのうち、水銀を15mg/kgを超えて含有するもの
・廃酸、廃アルカリのうち、水銀を15mg/Lを超えて含有するもの</td><td>水銀使用製品産業廃棄物

・蛍光ランプ、水銀電池等の水銀使用製品（単体）
・上記を材料又は部品とする組込製品
・水銀等の使用が表示されている製品</td></tr>
</table>

上記の区分が新たに定義されたことに伴い、水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等に該当する産業廃棄物を委託する場合には、これまでの基準に加えて次の新たな措置が必要になります。

項目	必要な措置等
委託契約書	・委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれていることを明記すること。
マニフェスト	・産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量を記載すること。
保管場所の掲示板	・産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
処理の委託	・「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」の「収集運搬」又は「処分」の許可を受けた処理業者に委託すること。 ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者に委託すること。
保管	・他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。

●詳しくは環境省の「水銀廃棄物ガイドライン」をご確認ください。

http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/

4　ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

この法律は、ＰＣＢが難分解性の性状を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であり、長期にわたり処分されていない状況にあることから、ＰＣＢ廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、処理体制を速やかに整備し、その確実かつ適正な処理を推進することにより、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的としています。

PCB廃棄物は処理期限が定められており、低濃度PCBに関しては令和９年３月までとなっています（高濃度PCB廃棄物の処理期限は既に終了しており、未処理の対象物に関しては令和６年１２月現在、事業終了準備期間を活用した処理が進められています。）。なお、処理するまでの間はその保管及び処分の状況を年度ごとに都道府県知事（政令市長）に届け出ることが義務付けられており、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、廃止・移動させた際の届け出等厳重な管理が求められます。

ＰＣＢ廃棄物に関する情報は、下記のホームページに詳しく掲載されています。

〔高濃度ＰＣＢ廃棄物早期処理情報〕http://pcb-soukishori.env.go.jp/
〔低濃度ＰＣＢ廃棄物早期処理情報〕http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/
（環境省）
〔ＰＣＢ廃棄物処理事業〕http://www.jesconet.co.jp/
（中間貯蔵・安全事業株式会社（ＪＥＳＣＯ））

5 各種リサイクル法

5－1 資源有効利用促進法

事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制（リデュース）、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目指すものです。

平成13年４月より、以下の10業種・69品目（一般廃棄物及び産業廃棄物の約５割をカバー）を本法の対象業種・対象製品として、事業者に対して３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を求めています。

⑴ 特定省資源業種

以下に掲げる業種に属する事業者は、副産物の発生抑制等（原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制及び副産物の再生資源としての利用の促進）に取り組むことが求められています。

・パルプ製造業及び紙製造業
・無機化学工業製品製造業（塩製造業を除く）及び有機化学工業製品製造業
・製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業
・銅第一次製錬・精製業
・自動車製造業（原動機付自転車の製造業を含む）

⑵ 特定再利用業種

以下に掲げる業種に属する事業者は、再生資源又は再生部品の利用に取り組むことが求められています。

・紙製造業
・ガラス容器製造業
・建設業
・硬質塩化ビニル製の管・管継手の製造業
・複写機製造業

⑶ 指定省資源化製品

以下に掲げる製品の製造事業者（自動車については製造及び修理事業者）は、原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進その他の使用済物品等の発生抑制に取り組むことが求められています。

・自動車
・家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）
・パソコン
・ぱちんこ遊技機（回胴式遊技機を含む）
・金属製家具（金属製の収納家具、棚、事務用机及び回転いす）
・ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふ

ろがま、石油給湯機）

⑷　指定再利用促進製品

以下に掲げる製品の製造事業者（自動車については製造及び修理事業者）は、再生資源又は再生部品の利用の促進（リユース又はリサイクルが容易な製品の設計・製造）に取り組むことが求められています。

・自動車
・家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）
・パソコン
・ぱちんこ遊技機（回胴式遊技機を含む）
・複写機
・金属製家具（金属製の収納家具、棚、事務用机及び回転いす）
・ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、石油給湯機）
・浴室ユニット、システムキッチン
・小形二次電池使用機器（電動工具、コードレスホン等の28品目）

⑸　指定表示製品

以下に掲げる製品の製造事業者及び輸入事業者は、分別回収の促進のための表示を行うことが求められています。

・スチール製の缶、アルミニウム製の缶
・ペットボトル
・小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池）
・塩化ビニル製建設資材（硬質塩化ビニル製の管・雨どい・窓枠、塩化ビニル製の床材・壁紙）
・紙製容器包装、プラスチック製容器包装

⑹　指定再資源化製品

以下に掲げる製品の製造事業者及び輸入事業者は、自主回収及び再資源化に取り組むことが求められています。ただし、小形二次電池については密閉形蓄電池を部品として使用している製品の製造事業者及び輸入事業者も、当該密閉形蓄電池の自主回収に取り組むことが求められています。

・パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む）
・小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池）

⑺　指定副産物

以下に掲げる副産物に係る業種に属する事業者は、当該副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むことが求められています。

・電気業の石炭灰
・建設業の土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材

出典：環境省ホームページ「資源有効利用促進法の概要」

５－２　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

建設リサイクル法では、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。

分別解体等及び再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準については、

⑴　建築物の解体工事では床面積80㎡以上

⑵　建築物の新築又は増築の工事では床面積500㎡以上

⑶　建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が１億円以上

⑷　建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等では請負代金が500万円以上

と定められています。

また、対象建設工事の実施に当たっては、工事着手の７日前までに発注者から都道府県知事（政令市長）に対して分別解体等の計画等を届け出ることを義務付けたほか、対象建設工事の請負契約の締結に当たっては、解体工事に要する費用や再資源化等に要する費用を明記することを義務付けるなどの手続関係も整備されました。

さらに適正な解体工事の実施を確保する観点から解体工事業者の都道府県知事への登録制度が創設されました。

この他に、建設廃棄物のリサイクルを促進するため、主務大臣が基本方針を定めることが本法に規定されています。これに基づき平成13年１月17日に基本方針が定められ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たっての基本理念、関係者の役割、基本的方向などを定められています。

出典：環境省ホームページ「建設リサイクル法の概要」

建設リサイクル法の仕組み

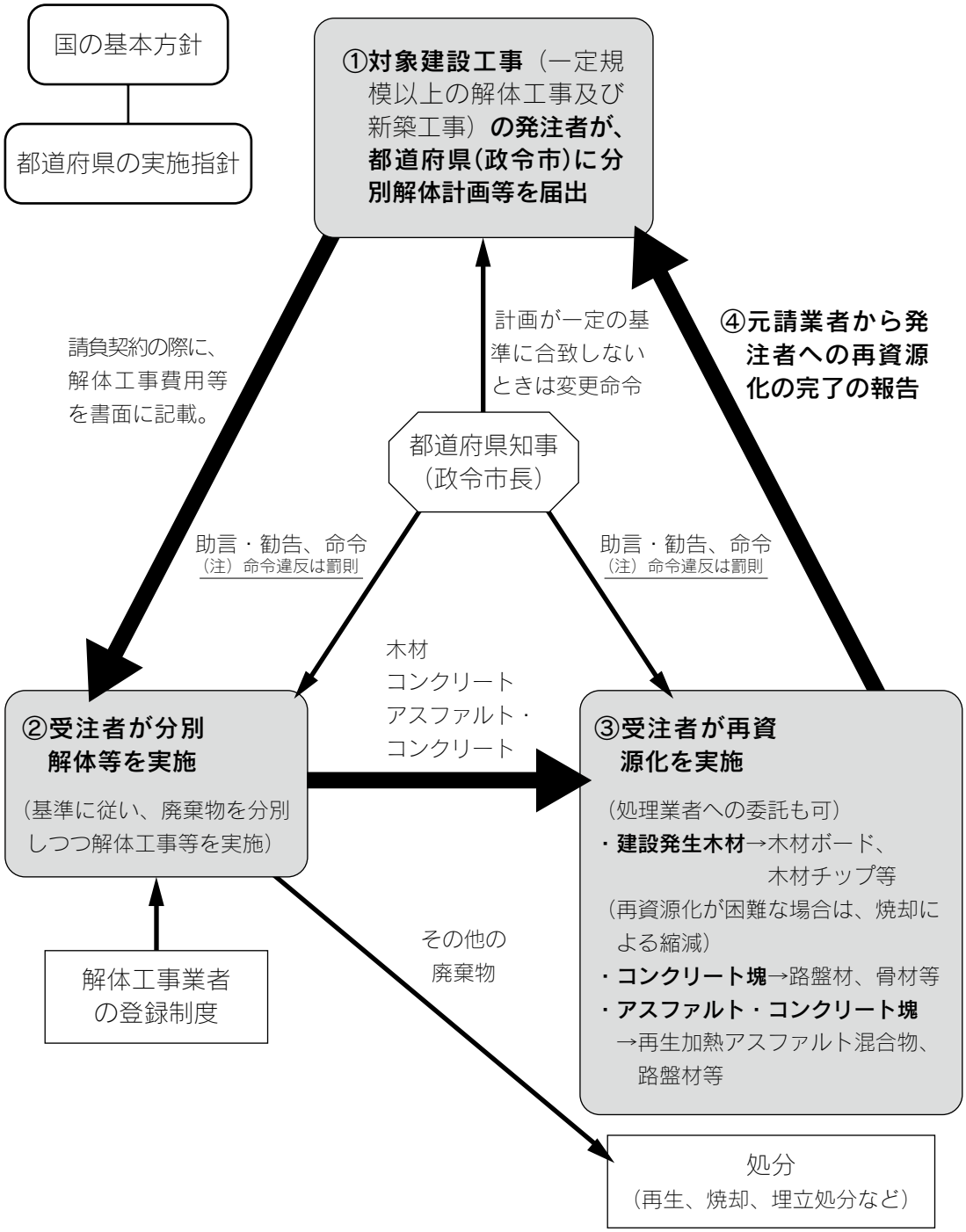

５－３　特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品は、その多くが破砕処理の後に鉄などの一部の金属のみ回収が行われている場合があるものの、約半分はそのまま埋め立てていました。

廃家電製品には、鉄、アルミ、ガラスなどの有用な資源が多く含まれ、また、我が国の廃棄物最終処分場の残余容量がひっ迫しており、廃棄物の減量化は喫緊の課題となり、廃棄物の減量とリサイクルが必要となってきました。

このような状況を踏まえ、廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた家電リサイクル法が平成10年６月に制定され、平成13年４月から施行されました。

この法律では、家庭用エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）・プラズマ式、有機EL式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の家電４品目について、小売業者による引取り及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化等（リサイクル）が義務付けられ、消費者（排出者）には、家電４品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどをそれぞれの役割分担として定めています。

また、製造業者等は引き取った廃家電製品の再商品化等（リサイクル）を行う場合、定められているリサイクル率（55～82%）を達成しなければならないとともに、フロン類を使用している家庭用エアコン、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機（ヒートポンプ式のもの）については、含まれるフロンを回収しなければなりません。

国の役割としては、リサイクルに関する必要な情報提供や不当な請求をしている事業者等に対する是正勧告・命令・罰則の措置を定めています。

そのほか、消費者から特定家庭用機器廃棄物が小売業者から製造業者等に適切に引き渡されることを確保するために管理票（マニフェスト）制度が設けられており、これによりリサイクルが確実に行われているかどうかを消費者からも確認することができるシステムとなっています。

なお、事業所で使用していたこれらの家電４品目も家電リサイクル法の対象製品となりますが、産業廃棄物に該当しますので、指定引取所への運搬を委託する場合には産業廃棄物収集運搬許可業者に委託してください（指定引取所までの運搬には許可業者との契約及びマニフェストの交付が必要です）。

参考：環境省ホームページ「家電リサイクル法の概要」

家電リサイクル法の仕組み

（平成10年6月公布、平成13年4月完全施行）

対象機器：エアコン、テレビ（ブラウン管テレビ、液晶テレビ※・プラズマテレビ、有機EL式）、
冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

（※）携帯テレビ、カーテレビ及び浴室テレビ等を除く。

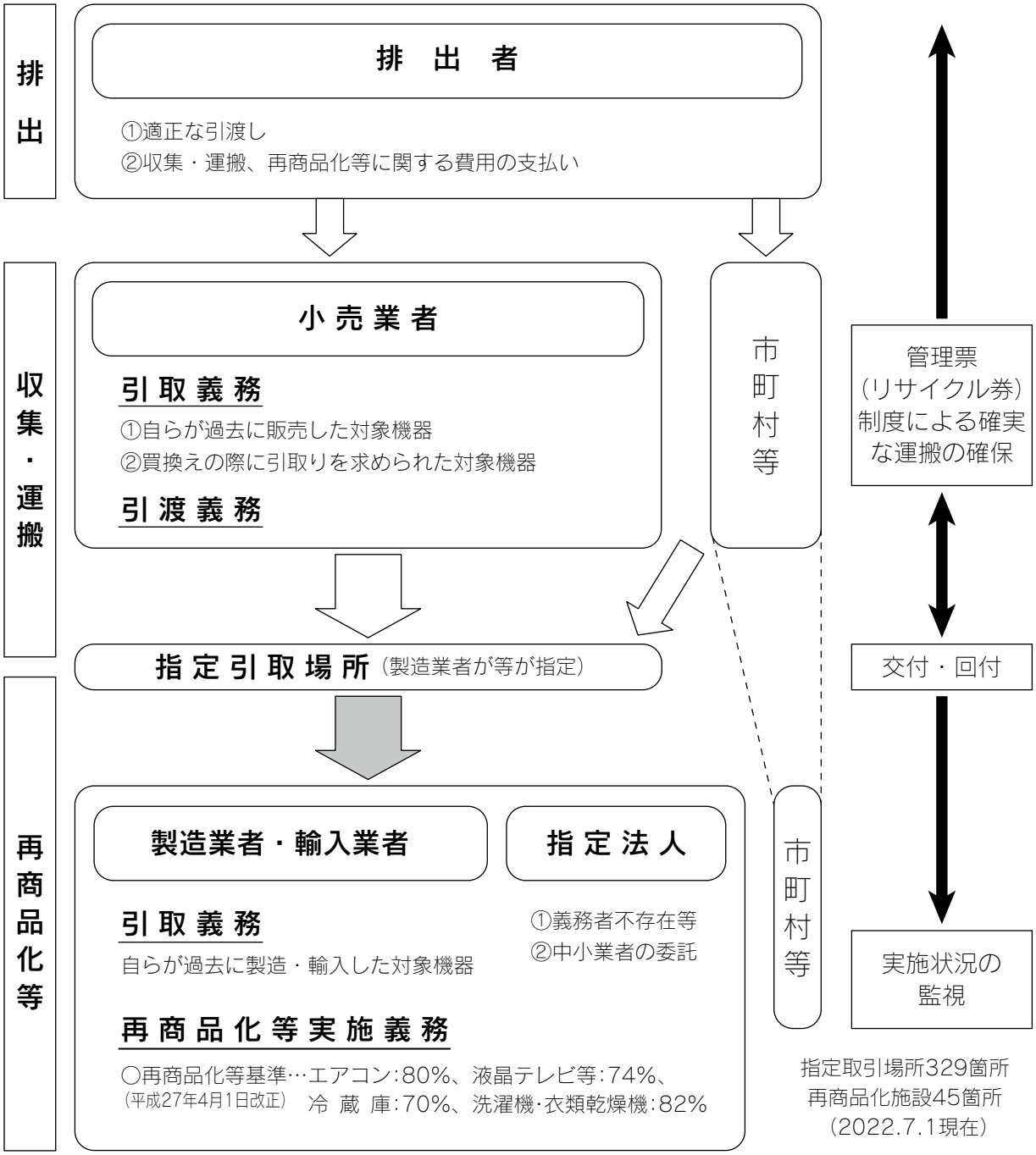

指定取引場所329箇所
再商品化施設45箇所
（2022.7.1現在）

５－４　使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

自動車製造業者等が実施する適正かつ円滑な使用済自動車の引取り、引渡し、再資源化等により、使用済自動車に係る廃棄物の減量、適正処理及び資源の有効利用の確保を図ることを目的としています。

自動車製造業者（輸入業者）等は､自ら製造（輸入）した自動車が使用済みとなったものについて、登録、許可された業者を通じて引き取ったシュレッダーダスト、エアバッグ類の再資源化、フロン類の破壊を行わなければなりません。

使用済自動車の所有者は、リサイクル料金を支払い（(公財）自動車リサイクル促進センターに預託する）使用済自動車を引取業者に引き渡し、フロン類の回収、解体、破砕が行われます。各工程の完了は電子マニフェストによって（公財）自動車リサイクル促進センターに報告され、完了が確認されると各工程にかかる料金が各業者に払い渡されます。

リサイクル料金は、自動車製造業者（輸入業者）等が車種ごとに設定し、公表しなければなりません。

出典：環境省ホームページ「自動車リサイクル法の概要」

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

（通称：自動車リサイクル法）

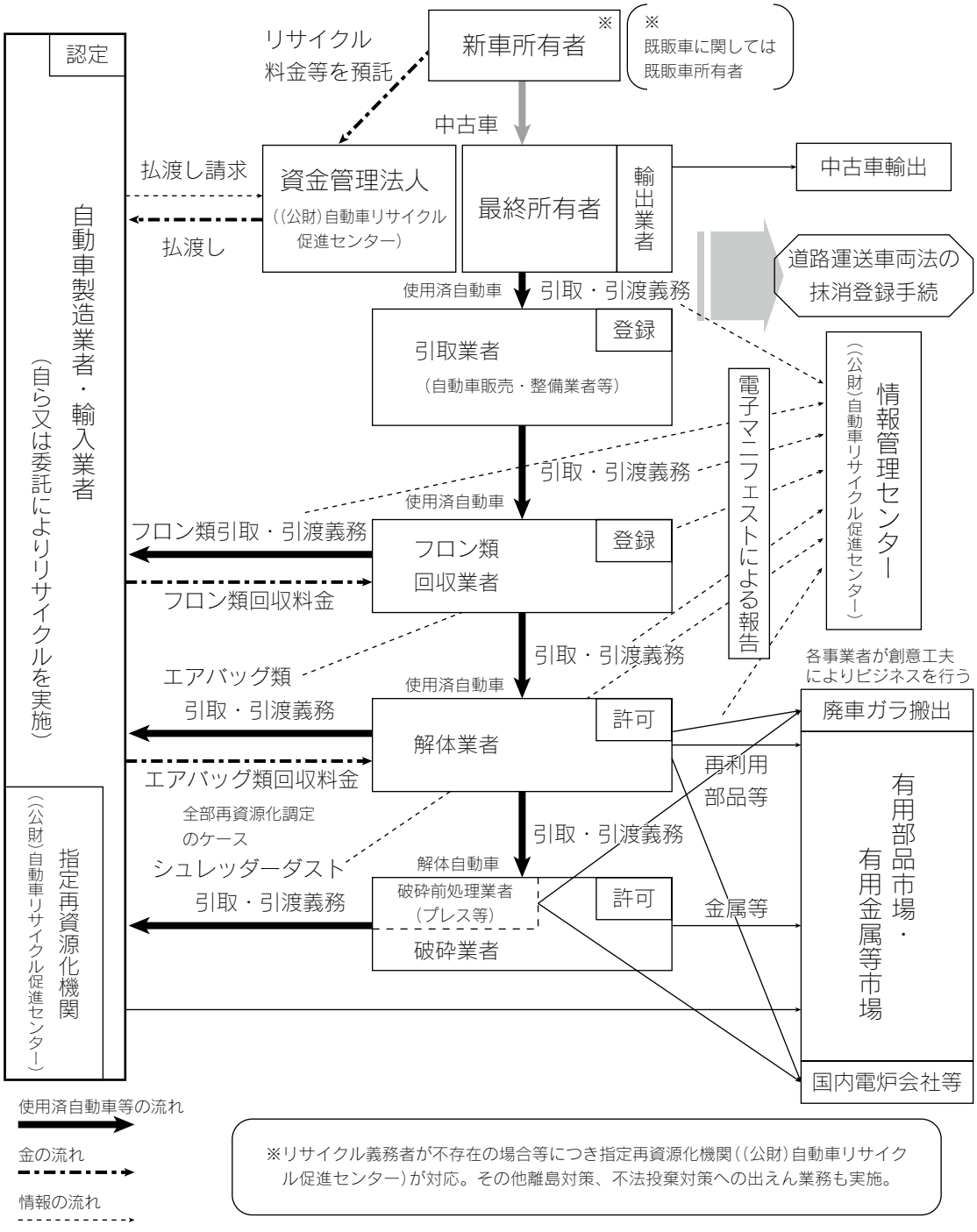

５－５　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するものです。

主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定めており、基本方針では、再生利用等を実施すべき量に関する目標を、業種別（食品製造業、食品小売業、食品卸売業、外食産業）に定めています。国は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な資金の確保、情報の収集、整理及び活用、広報活動等に努めています。

食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用等に取り組みます。判断の基準となるべき事項では、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法、特定肥飼料等の製造基準等について定めています。食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者（多量発生事業者）は、毎年度、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を主務大臣に報告しなければなりません。主務大臣は、食品関連事業者に対し、必要があると認めるときは、指導、助言を行うことができます。主務大臣は、再生利用等が基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、多量発生事業者に対し、勧告、公表及び命令を行うことができます。

食品循環資源の肥飼料化等を行う事業者についての登録制度を設け、委託による再生利用を促進しています。この場合、廃棄物処理法の特例等（運搬先の許可不要、料金の上限規制をやめ事前の届出制を採用、差別的取扱の禁止）及び肥料取締法・飼料安全法の特例（製造・販売の届出不要）を講じています。

食品関連事業者が、肥飼料等製造業者及び農林漁業者等と共同して、食品関連事業者による農畜水産物等の利用の確保までを含む再生利用事業計画を作成、認定を受ける仕組みを設け、計画的な再生利用を促進しています。この場合、廃棄物処理法の特例等（前述の内容に加え、収集先の許可不要）及び肥料取締法・飼料安全法の特例を講じています。

出典：農林水産省ホームページ「食品リサイクル法の概要」

食品リサイクル法制度の仕組み

〈取組担保措置〉

基本方針の策定（法第３条）
→審議会の意見を聴取して策定

・食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標等
（我が国全体の中期的目標を業種別に策定）

食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の策定（法第７条）
→審議会の意見を聴取して策定

・基本方針の目標を達成するために取り組むべき措置等
（①食品関連事業者ごとの再生利用等の実施率目標、②発生抑制目標）

「食品循環資源の再生利用等」の定義

①食品廃棄物等の発生の抑制

②食品循環資源の再生利用
（法第２条第５項）肥料・飼料
（法施行令第２条）
炭化燃料・還元剤、油脂・油脂製品、エタノール、メタン

③食品循環資源の熱回収
（法第２条第６項）
→省令で基準を策定

④食品廃棄物等の減量
（法第２条第７項）
→省令で手法を特定

報告徴収・立入検査
（法第24条）

指導・助言
（法第８条）
←判断基準を勘案

勧告・命令等
（法第10条）
←判断基準に照らして著しく不十分

定期報告（法第９条）
→省令で報告事項、様式、対象となるFC事業者の要件を策定

食品関連事業者
（法第２条第４項）
食品の製造、卸売、小売、外食
（法施行令第１条）
沿海旅客海運業、内陸水運業
結婚式場業、旅館業

うち食品廃棄物等の前年度の発生量100t以上の者
（FC事業の場合、本部＋加盟者≧100t）
→法施行令第４条において発生量の要件を策定

〈取組円滑化措置〉

再生利用事業者の登録制度
（法第11条）
→省令で登録要件の詳細、必要書類等を策定

登録再生利用事業者
↑
食品循環資源
食品関連事業者

※登録を受けた事業者に対し、一般廃棄物の収集運搬における卸し地の許可不要など特例を用意

再生利用事業計画の認定制度
（法第19条）
→省令で認定要件の詳細、必要書類等を策定

食品関連事業者
（収集運搬業者）
食品循環資源
特定農畜水産物等
再生利用事業者
農林漁業者等
特定肥飼料等

※認定を受けた計画の範囲内において、一般廃棄物の収集運搬の許可を不要とするなど特例を用意

５－６　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

わが国の経済は、高度成長期以後、今日まで「大量生産・大量消費・大量廃棄」によって発展してきました。この経済システムによって生み出された廃棄物は増大の一途をたどり、廃棄物を埋め立てる最終処分場が足りなくなる事態も生じてきました。

このため、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物をリサイクルすることによって廃棄物の減量を図ることが重要となり、特に、一般廃棄物のうち容量で約60.1％、重量で約20.1％を占める容器包装廃棄物の処理が緊急の課題となってきたのです。そこで政府は、平成７年（1995年）、「容器包装リサイクル法」を制定し、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築することにしました。

この制度は、平成９年（1997年）に一部施行され、平成12年（2000年）に完全施行となりました。また、法施行後約10年が経過したこの容器包装リサイクル制度の課題を解決するため、平成18年（2006年）に、改正容器包装リサイクル法が成立し、平成19年（2007年）４月から施行されることになりました。

容器包装リサイクル法の特徴は、従来は市町村だけが全面的に責任を担っていた容器包装廃棄物の処理を、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者（容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者）は再商品化（リサイクル）するという、３者の役割分担を決め、３者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたことです。これにより、廃棄物を減らせば経済的なメリットが、逆に廃棄物を増やせば経済的なデメリットが生じることになります。

⑴　消費者の役割「分別排出」

消費者には、市町村が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められています。そうすることで、リサイクルしやすく、資源として再利用できる質の良い廃棄物が得られます。また、市町村の定める容器包装廃棄物の分別収集基準にしたがって徹底した分別排出に努めるだけでなく、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使うなどして、ごみを出さないように努めることも求められています。

⑵　市町村の役割「分別収集」

家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行う事業者に引き渡します。また、容器包装廃棄物の分別収集に関する５か年計画に基づき、地域における容器包装廃棄物の分別収集・分別排出の徹底を進めるほか、事業者・市民との連携により、地域における容器包装廃棄物の排出抑制の促進を担う役割を担います。

⑶　事業者の役割「リサイクル」

事業者はその事業において用いた、又は製造・輸入した量の容器包装について、リサイクルを行う義務を負います。実際には、容器包装リサイクル法に基づく指定法人にリサイクルを委託し、その費用を負担することによって義務を果たしています。また、リサイクルを行うだけでなく、容器包装の薄肉化・軽量化、量り売り、レジ袋の有料化等により、容器包装廃棄物の排出抑制に努める必要があります。

出典：環境省ホームページ「容器包装リサイクル法の概要」

容器包装リサイクルの流れ

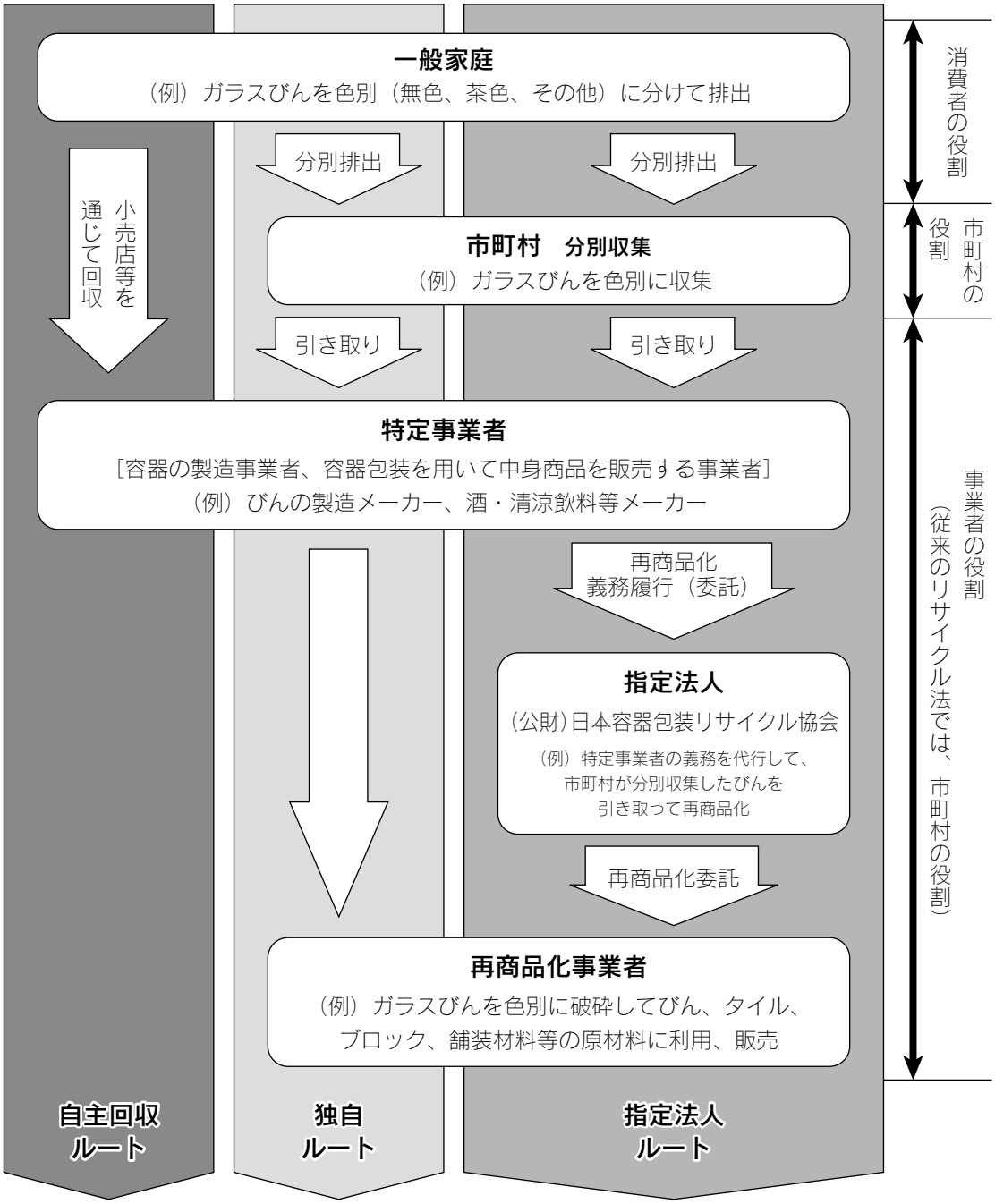

５－７　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

使用済小型電子機器等は、その相当部分が廃棄物として処理され、多くは一般廃棄物として市町村による処分が行われています。市町村における現状の処分においては、鉄やアルミニウム等一部の金属のみ回収され、その他の金や銅などの有用な資源は埋立処分されています。

この状況に鑑み、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保の観点から、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成24年8月に制定され、平成25年4月から施行されました。この法律は、使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するものです。

小型家電リサイクルシステムフロー図

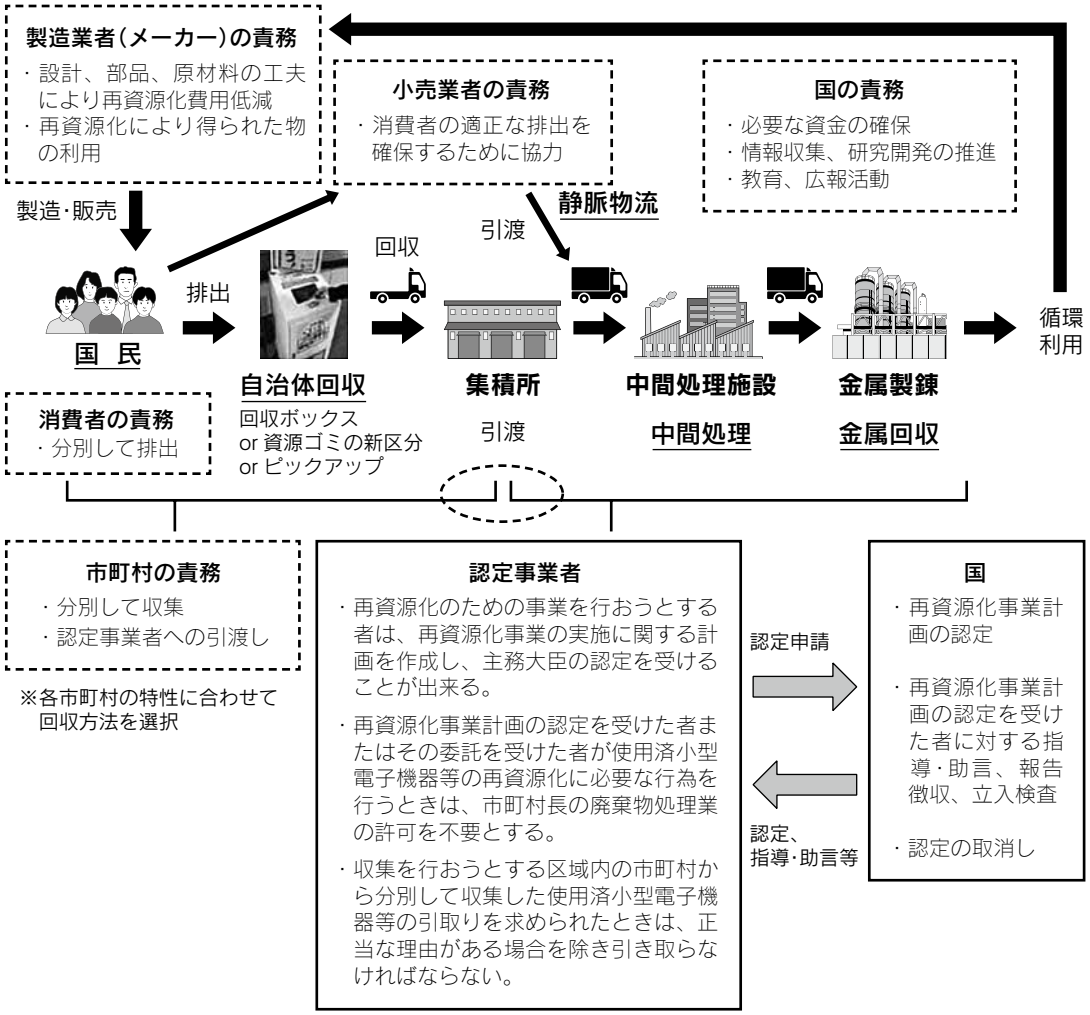

出典：環境省ホームページ「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」

一方、事業者から排出される使用済小型電子機器等については、同法第７条に「事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、第10条第３項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。」とされています。

なお、認定事業者に委託する場合でも、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付、処理の委託契約が必要です。

基本方針について

①促進の基本的方向	・広域的かつ効率的な回収により、採算性を確保しつつ再資源化することが可能であり、関係者が工夫しながらそれぞれの実情に合わせリサイクルを実施。 ・消費者や国、地方公共団体、リサイクル事業者などの関係者の適切な役割分担の下で積極的に参加することが必要。
②量に関する目標	・市町村または認定事業者等により回収され再資源化を実施する量の目標 【平成27年度までに14万t/年、１人当たり約1kg/年（回収率約20%）】
③促進のための措置	・各関係者が取り組むべき措置を記載。例えば、自治体が行う措置として、 【市町村】 ①小型家電リサイクル法の制度の周知、 ②住民が簡便に排出できる環境の整備、 ③国内外での環境汚染の防止、④認定事業者の指導・監督 【都道府県】 ⑤管内の市町村に参加の呼びかけ、市町村に助言 ⑥認定事業者の指導・監督等を記載。
④促進の意義に関する知識の普及	・環境居育、広報活動等を通じて使用済小型電子機器等の再資源化が環境の保全に資することの意義に関する知識を広く国民への普及啓発を図ること
⑤その他促進に関する重要事項	・使用済小型電子機器等の再使用における配慮事項 ・排出後の定量的なフリーを把握するよう努めること ・使用済小型電子機器等が廃棄物と判断される場合の留意事項
⑥個人情報の保護その他配慮すべき事項	・回収段階および中間処理段階における個人情報の保護について ・廃棄物処理法、労働安全衛生の確保等の関係法令の遵守 ・有害物質等の発生抑制、周辺環境への影響の防止

出典：小型家電リサイクルの市町村向け説明会説明資料

6 再資源化事業高度化法

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和６年法律第41号。以下「再資源化事業高度化法」という。）は、資源循環をあらゆる分野で進めていくため、製造業者等が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を目指すこととしています。

そのため、国は再資源化産業の発展に向けた施策の方向性を掲示する基本方針の策定、再資源化の高度化に向けた全体の底上げとして特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、自治体毎に必要だった廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等について国が一括して行う再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等を措置事項としています。国による認定は、先進的な取り組みを促進するため、３つの類型に該当する事業について、生活環境の保全のための措置を講じさせた上で行うものとしており、広域的な分別収集・再資源化の事業（例：ペットボトルの水平リサイクル）、分離・回収技術の高度化に係る施設設置（例：ガラスと金属の完全リサイクル、使用済み紙おむつリサイクル）温室効果ガス削減効果を高めるための高効率設備導入等（AIを活用した設備等導入）といったものが想定されています。

参照：資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案の閣議決定について
報道発表資料

さいたま市産業廃棄物指導課

- **事務所**

住　所　さいたま市浦和区常盤６－４－４
　　ときわ会館　地下１階

ＴＥＬ　０４８－８２９－１６０７

ＦＡＸ　０４８－８２９－１９３３

E-mail　sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp

- **届出等郵送先**

〒330-9588　さいたま市浦和区常盤６－４－４

※オンライン市役所さいたま（電子申請・届出サービス）もご利用ください。

さいたま市ホームページ

https://www.city.saitama.lg.jp

再生紙を使用しています。

この産業廃棄物の処理の実務テキストは300部作成し、1部当たりの印刷経費は484円です。